

令和3年 第3回定例会

# 大和村議会会議録

第3回定例会 令和3年9月17日(金)開会  
令和3年10月1日(金)閉会

大和村議会



## 令和3年第3回大和村議会定例会会期日程

9月17日（金）開会～10月1日（金）閉会 会期15日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	9月17日	金	本会議	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 諸般の報告</p> <p>4 行政報告</p> <p>5 村長所信表明</p> <p>6 議案第36号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）いて</p> <p>7 議案第37号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>8 議案第38号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>9 議案第39号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>10 議案第40号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>11 議案第41号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について</p> <p>12 議案第42号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>13 議案第43号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>14 認定第1号 令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>15 認定第2号 令和2年度大和村簡易水道事業</p>

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	9月17日	金	本会議	特別会計歳入歳出決算の認定について
				16 認定第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
				17 認定第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
				18 認定第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
				19 認定第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
				20 認定第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
				21 認定第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
				22 令和2年度決算審査特別委員会の設置について
				23 議案第44号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に 関する条例の制定について
				24 議案第45号 大和村手数料条例の一部を改正 する条例の制定について
				25 諮問第1号 大和村人権擁護委員の候補者の 推薦について
26 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況 に対処し地方税財源の充実を求 める意見書の提出について				
第2日	9月18日	土	休 会	
第3日	9月19日	日	休 会	
第4日	9月20日	月	休 会	敬老の日

日次	月日	曜日	会議別	日程
第5日	9月21日	火	委員会	決算審査特別委員会（現地調査）
第6日	9月22日	水	本会議	1 一般質問
第7日	9月23日	木	休会	秋分の日
第8日	9月24日	金	休会	
第9日	9月25日	土	休会	
第10日	9月26日	日	休会	
第11日	9月27日	月	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・特別会計）
第12日	9月28日	火	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・特別会計）
第13日	9月29日	水	休会	
第14日	9月30日	木	休会	
第15日	10月1日	金	本会議	1 議案第46号 大和村過疎地域持続的発展計画の策定について 2 議案第47号 大和村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について 3 認定第1号 令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について 4 認定第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 5 認定第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 6 認定第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について 7 認定第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 8 認定第6号 令和2年度大和村集落排水事業

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第 15 日	10月 1 日	金	本会議	<p>特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>9 認定第 7 号 令和 2 年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>10 認定第 8 号 令和 2 年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>11 (決算審査特別委員長報告及び採決)</p> <p>12 議員派遣の件について</p> <p>13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p>閉会</p>

# 第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 9 月 1 7 日 (金)

大 和 村 議 会





## 令和3年第3回大和村議会定例会会議録

令和3年9月17日（金）

午後1時30分 開 会

### 1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 村長所信表明
- 日程第 6 議案第36号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第37号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第38号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第39号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第40号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第41号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第42号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第43号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 認定第1号 令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 令和2年度決算審査特別委員会の設置について
- 日程第23 議案第44号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第45号 大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 諮問第1号 大和村人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	民文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	蔵正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院 幼君	教育長	晨原 弘久君
副村長	泉 有智君	教委事務局長	森 永学君
総務課長	政村 勇二君	企画観光課長	福山 茂君
建設課長	前田 逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島 武正君
教委指導主事	前田 剛君	保健福祉課長	早川 理恵君

会計管理者  
兼会計課長

大石松美君

大和診療所事務長 松崎泰郎君

住民税務課長

池田浩二君

大和の園園長 勝健一郎君

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和3年第3回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、市田実孝君、2番、前田清和君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月1日までの15日間に決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年第2回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。行政報告の前に、この議場の場で村民の皆さんにお詫びを申し上げたいと思います。先般の新聞報道等でありましたように、私の選挙の当選後の翌日に集団での会食が行われたということで、私といたしましても軽率な行動を取ったということで、深く反省をするところでございます。まだまだ感染の収まらない中での行動が指摘を受けたことを、しっかり受け止めて、これからの村政をしっかり進めることが、私の役割だということで、今後、村民の信頼回復に努めていきたいと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

6月8日からの令和3年第2回大和村議会からの報告でございますけれども、毎年、定例議会におきまして、今回も議員の皆さんからの一般質問に基づき、私たちも取り組めるものからということで、今進めているところでもございます。大きく奄美がちょうど節目を迎える年にあたって、しっかりとした政策を打ち出しながら地域の振興に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでもございます。

6月の30日でございますけれども、日本郵便株式会社様と、これまでも防災協定やふるさと納税の返礼品等の協定なども結ばせていただきましたけれども、今回、奄美群島の各市町村におきまして、包括的連携協定を結んでいるところでもございます。私たちも郵便局に対しまして、これまで配達員が各家々をまわるときにですね、その人が実際元気でいらっしゃるかどうかという見守りも、郵便局にお願いできないかというアプローチをこれまでしておりまして、今回、九州支社とのしっかりとした協定が結ばれたことによって、大きく郵便局との関わり合いが強くなっていくのではないかとこのように考えておりますので、今後、企業ともしっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

7月に入りまして26日でございますが、御案内のとおり、世界自然遺産登録が決定をなされました。しっかり我々もこれからがスタートであり、しっかりこの取り組みに対する対応をしていきたいというふうに思っております。そういう中で、昨日でございましたが、ロードキル対策につきまして、対応を大和建友会の皆さんの御協力をいただいて、環境省、そして大和村とタイアップしながらクロウサギの侵入防止の柵を設置させていただいたところでもございます。今回、監視カメラ等の状況を見ながら、効果があるのかどうかということに対応を今後もさせていただきたいというふうに思っているところでもございます。

8月に入りまして、第9回の子ども議会を開催させていただきました。これまで子どもたちの目線で多くの御意見を賜っている中で、子どもたちの意見の達成率が約8割を超えたところでもございます。我々も子どもたちの率直な意見をしっかりと対応しながら、議会の皆さんと同様に今後も村の振興に努めてまいりたいというふうに思っているところでもございます。

8月の25日には、来年度オープンを迎えております世界遺産センターが奄美市の住用町に今建築

がスタートしているところでございます。この遺産センターができますことによって、環境省はもちろんでございますけれども、大島本島の5市町村から職員をローテーションの中で配置をしなければならぬということで、取り決めにいたしましたところでもございます。今後、遺産センターを含め、そして大和村に設置してあります野生生物保護センターとしっかり連携を図りながら、誘客に努めていければと考えているところでもございます。

9月に入りまして10日に、私が就任をさせていただきました。しっかり村民の期待に応えられるように頑張りたいというふうに思うところでもございます。

昨日でございますが、これ、報告には載せてございませんけれども、昨日、鹿児島銀行さんがSDGsの推進公募債というのを発行しておりまして、企業がその私募債を活用することによって、企業が指定する関係団体に寄附ができる、寄贈ができるという制度を活用させていただきました。里見海運産業さんから本村に対しまして寄附をしたいということで、鹿児島銀行さんから社債の発行額に応じた額を村のほうに寄附をいただいたというところでございます。鹿児島銀行さん並びに里見海運株式会社さんとは、今後もしっかりとした連携を図っていくことを約束する中で、お互いに発展に向けた取り組みがなされていくように、話し合いもされたところでございます。今後も民間企業とも連携を図りながら、村の振興に一翼を担っていただこうという取り組みを村としても進めていきたいというふうに考えているところでもございます。

簡単ではございますが、以上で行政報告をさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 所信表明

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、村長の所信表明を行います。

村長より、村政4期目に向けての所信表明の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

議長の許可をいただきましたので、所信表明を申し上げます。

私は、去る9月10日付けで、第33代大和村長に就任致しました。就任後、最初の村議会の開会にあたりまして、村長としての所信を申し上げます。

私は、この度の任期満了に伴う大和村長選挙におきまして、多くの村民の皆様の御支援、御支持を頂き、無投票で再選という栄誉を与えていただきましたことは、誠に光栄であり、感謝に堪えない次第でございます。心から感謝を申し上げます。

今回の無投票再選という結果に対しましては、村民からの負託を受け、更なる責任感と使命感を強く受け止め、身の引き締まる思いであります。これからの4年間におきましても、初心を忘れることなく、大和村の歴史と伝統を守りながら、自然との共生を図り、村民の福祉の向上を含め、大

和村の更なる発展のため、全力で取り組んでまいりる覚悟でございます。

また、村政運営の基本と致しましては、引き続き「行政は、村民の立場に立って村おこしに取り組まなければならない」との基本理念の下で進めていく考えであります。

これまで村政発展に向けて、あらゆる施策に懸命に取り組んできました。

しかしながら、村の現状は、少子高齢化・人口減少に歯止めがかからない状況の中、課題山積ではありますが、世界自然遺産登録決定の記念する年に、私は、議会の皆様や多くの村民の皆様方と、課題解決に、様々な角度から議論を重ね、御協力をいただきながら、行政を推進してまいりる所存でございますので、何とぞ御理解頂きますようお願い申し上げます。

それでは私が、大和村の活性化のため、四期目に向けて「村民が主役・小さくとも光輝き続ける村づくり」実現のため、村民の皆様へ訴えてまいりました公約の主たる概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、1点目は、「行財政改革の推進」であります。

本村の歳入の約半分を占めます、普通交付税は、国の新型コロナウイルス対策における予算措置を考えますと今後ますます厳しい状況が予想されるため、引き続き適正な予算執行に努め、国の制度を効率的に活用し、高率補助事業の導入や、交付税措置率の高い起債の借り入れなどによる歳入の確保に取り組みながら、できる限りの歳出削減を図り、健全財政の確立に努めてまいります。

また、行政改革を推進し、開かれた行政の確立とともに住民福祉の向上に努めてまいります。

次に2点目は、「農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進」であります。

本村の活性化は、やはり第1次産業の振興が必要不可欠であるとの考えから、その振興を図るために、次のことに取り組んでまいります。

一つ目としまして、平成29年に設立いたしました、合同会社ひらとみの機能充実による幅広い経営と雇用の創出を図り、農林水産業の振興を推進することで村民所得の向上に取り組めます。

二つ目は、本村との交流自治体でもある神奈川県大和市とは、これまでも取り組みを進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束後には、物産展の開催や各郷友会と連携を図り、トップセールスを積極的に行うことで販路の拡大と確立を図ります。

三つ目は、「大和まほろば館」や、平成31年度から運用が開始された「いしょむん館」を拠点として、農林水産物の特産品開発及び商品化を進め地場産特産品の充実を図ります。

四つ目に、毛陣地区の実証農園を活用した体験型観光農園の早期実現に努めるほか、「オーナー制度」の確立による村外からの交流人口の増加による村の活性化に努めます。

五つ目に、地産地消を推進するため、名瀬中央青果への市場集出荷事業を継続実施し、農家の生産意欲の向上に努めます。

3点目は、「企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進」であります。

村内における新たな産業を創出するため、企業誘致における村の活性化を図ることと併せ、人口

減少対策を図るうえで、定住促進住宅の整備を推進いたします。

その一つ目として、誘致企業における操業実現に向け協力体制を図り、雇用の創出を図ります。

二つ目に、村内での新築住宅助成金制度を継続実施いたします。

三つ目に、「定住促進住宅」や「空き家改修助成」などの定住促進政策を計画的に実施いたします。

四つ目に、公営住宅家賃助成制度を継続することで定住促進に努めてまいります。

五つ目に、テレワークやワーケーションができる環境整備を図り、新たな企業誘致にも積極的に取り組んでまいります。

六つ目に、村が保有する用地への民間アパート誘致を促進いたします。

七つ目に、結婚支援制度を新たに創出することで人口減少対策を図ります。

4点目は、「世界自然遺産登録後の観光振興の充実と推進」であります。

今年7月26日に「奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島」の世界自然遺産登録が決定をし、今後多くの方が来島されることが見込まれる中、村内における観光の振興・充実のため、受け入れ態勢の充実を推進します。

その一つ目に、「アマミノクロウサギ研究飼育施設」の早期完成と受け入れ体制の充実・整備に努めます。

二つ目に、農業及び漁業を対象とした体験型観光の受け入れに対する支援策の充実を図ります。

三つ目に、世界自然遺産奄美トレイルルート大和村コースを活用し、本村の魅力発信に努めます。

四つ目に、大和村の観光拠点となる「道の駅構想」の早期実現に努めます。

5点目は、「子育て支援と高齢者対策の充実」であります。

村民が生きがいのある生活を送るための子育て支援の拡大と教育環境の整備と併せ、高齢者の健康管理の支援充実を図ります。

その一つ目に、出産祝い金の継続と、育児助成金及び就学助成金を継続実施いたします。

二つ目に、高校生までの医療費無償化と併せ、高校生通学バスの全額助成を継続実施いたします。

三つ目に、0歳児から2歳児までを対象とした「まほろば保育園」の充実と、学童保育の支援充実を図ります。

四つ目に、大和村振興基金奨学借入奨学生を対象とした奨学金返還助成のほか、本島内の専門学校通学補助や、インターネット塾の継続実施を行い、教育環境の充実に努めます。

五つ目に、高齢者の介護支援の充実と、元気度アップポイント事業の拡大継続を実施いたします。

6点目は、「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備促進」であります。

その一つ目に、本村の生命道路とも言える主要地方道・名瀬瀬戸内線における「宮古崎トンネ



ル」の早期完成と、大金久・戸円間トンネルの早期着工に努めます。

二つ目に、村道における通行の安全性確保のため整備促進を図ります。

三つ目に、観光施設を含む公共施設等へのWi-Fi通信網の整備促進を図ります。

四つ目に、東部地区の生活排水対策事業の早期完成を目指すことと併せ、西部地区の老朽化対策に着手し、生活環境の整備促進を図ります。

五つ目に、大和村直行バスの安定的な継続運行を実施いたします。

最後に7点目は、「安全・安心な村づくり」であります。

その一つ目に、村民が安心して暮らせる村づくりのため、医療・福祉の充実を図り、特に高齢者の介護予防など健康づくりを推進します。また、生活困窮者対策など生活支援の充実を図るため、福祉事務所設置に向けて取り組みを進めます。

二つ目に、大和村地域防災計画に基づき自主防災組織を含む関係機関と連携した防災体制の強化を推進することで、災害に強い村づくりを進めます。

三つ目に、防災機能を高めるため集落道の再整備を図ります。

四つ目に、防災・減災対策として、村内各学校の避難所機能の充実を図ります。

以上、村政に対する所信の一端とその概要を述べさせていただきました。

私が、3期12年間で取り組んで来たことを含めて、実現できなかったことは、更に継続して取り組んでまいりたいと思います。

村政運営に当たりましては、議会の皆様を始め村民の皆様方の御理解と御協力の下で進めていくことが大事であると考えております。更には、全職員一丸となって「村民が主役である村づくり」の実現を目指し、村民福祉の向上のため、全身全霊で村政運営に邁進していくことをお約束いたします。

最後になりましたが、村民の代表であります議会議員の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

○議長（奥田忠廣君）

これで、所信表明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第36号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第36号、令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金事業や公債費など、歳入歳出それぞれ2億6,136万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○総務課長（政村勇二君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億6,136万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,516万2,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

9ページをお開きください。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付額決定により1億5,709万4,000円を増額計上いたしました。

同じく9ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びその交付金における事業者支援分の合計といたしまして、238万6,000円を増額計上いたしました。

同じく9ページでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金は、道路事業における社会資本総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金と合わせ、道路メンテナンス事業の国費の減額決定により、合計で2,522万6,000円を減額計上いたしました。

同じく9ページでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金は、高校生通学バスの定期券料金改定による補助金といたしまして、252万円を増額計上いたしました。

10ページをお開きください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地籍調査事業における交付額の減額決定及び奄美群島成長戦略交付金によるコロナ感染症対策利子補給の合計で、1,163万6,000円を減額計上いたしました。

同じく10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金は、津名久地区における急傾斜地崩壊対策補助金の交付額の減額決定により、400万円を減額計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目4ガバメントクラウドファンディングは、フォレストポリス水辺の広場再生時に伴うクラウドファンディングの見込額といたしまして、700万円を新規計上いたしました。

同じく11ページでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金の確定により、1億160万4,000円

を増額計上いたしました。

同じく11ページでございます。

款21村債、項1村債、目1総務費債は、臨時財政対策債の交付決定により、1,000万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、ふるさと納税における返礼品として、節7報償費で435万円、その返礼品の手数料や運搬費等の合計で、節11役務費が209万4,000円、これにフォレストポリス水辺の広場再生時に伴い節14工事請負費として700万円を計上いたしました。

同じく12ページでございます。

目4の財政管理費は、財政調整基金への積戻しとして2億3,600万円を計上いたしました。

同じく12ページの目6の財産管理費は、集落排水事業が進む大棚集落における学校、住宅、診療所などの公共施設の汲み取り代としての修繕費や、その接続工事における工事請負費の合計で950万円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目9定住促進費は、定期券の料金改定に伴う高校生通学バスの助成金といたしまして504万円を計上いたしました。

同じく13ページの目12地方創生臨時交付金事業は、島内観光需要キャンペーンとしての誘客促進補助金や、島外で就学する学生を対象とした島外就学支援金のほか、今年度も中止となりました各集落豊年祭への集落支援と合わせまして、コロナ対策におけるPCR検査の助成などの合計といたしまして895万円を計上いたしました。

15ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計への繰出金として、合計で740万円を減額計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項3水産業費、目2漁港管理費は、名音漁港における水銀灯及び転落防護柵の修繕費として168万7,000円を計上いたしました。

同じく16ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工振興費は、村内の該当事業所が対象となるコロナ対策における時短営業協力支援負担金といたしまして171万円を計上いたしました。

17ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4社会資本整備総合交付金防災安全事業は、村道マテリア線舗装補修事業と村道湯湾釜大棚線舗装補修事業における国からの交付額の減額決定により関連する節10需用費、節13使用料及び賃借料、節14工事請負費の合計として1,849万円を減額計上いたしまし

た。

18ページをお願いいたします。

款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費は、公営住宅、定住促進住宅を含む村営住宅における修繕費といたしまして600万円を計上いたしました。

同じく18ページの款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費は、消防団車両の修繕と合わせまして、今年度6月に予定されておりました大島支部消防操法大会の中止決定に伴い、246万9,000円を減額計上いたしました。

19ページをお開きください。

款11公債費、項1公債費、目1元金は、償還金利子及び割引料として繰上償還を行いたく、3,100万円を計上いたしました。

款13予備費におきましては、67万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

こいれから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

すみません。補正の質問に入る前に、村長の所信表明というのは4年に1回しかなくて、これまでも最初のときに事前に議会のほうに資料があって、僕なんかそれを見て、また一般質問の準備をしたりとかしていたように思うんですけども、今回、その資料が、所信表明の資料が議会に提出されていないというのは、何か変わった、システムが変わったとか、どういったことなんでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

○総務課長（政村勇二君）

この所信表明に関しましては、本日また事務局のほうからも、のちほど提出いただきたいという報告を受けているところであります。

[発言する者あり]

○議長（奥田忠廣君）

施政方針と所信、これとは違いますから、これでいい。

ほかありませんか。ほか質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

4点伺いたいと思いますけど、その前に前回、藏議員から予算書がわかりにくいということでありましたが、今回、大変わかりやすく作ってありまして、また特に決算委員会の決算資料もです

ね、担当している課がわかりやすいように掲載をしてありました。誠にありがとうございます。

13ページですね、説明にもコロナ交付金を活用してとありましたが、地方創生臨時交付金事業の誘客促進補助金、コロナが一旦収束後ですね、しまっちゅ割キャンペーン、行っておりましたが今中止をしておりますけれども、再開をして宿泊や体験型に取り組んでいる業者への補助金等を支給していきたいということでありましたが、観光事業者である飲食店、もう今お客さんが来ないという状況が続いております、大変厳しい状況に陥っていますが、前回までのしまっちゅ割では飲食店は含まれていなかったんですね。今後、コロナの収束後に再開をするしまっちゅ割キャンペーンにつきましては、飲食店も対象になるような制度設計を知恵を絞って実施をしてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

しまっちゅ割キャンペーンといたしますか、この誘客促進事業につきましては、コロナのレベルが下がりました、またコロナにより経営に対してかなり厳しい状況に入っております観光事業者に対しまして、いろいろなこれまで行ってきましたように誘客促進、しまっちゅ割キャンペーンとか、そういうものやっていきたいと思っております。その中で、現在思っておりますのは、前回行っておりますように、観光事業者等を中心に行ってまいりたいと思っております。

飲食事業者につきましても、かなり厳しい状況にあるということではございますけれども、現在地域商品券のほうが発行されております。地域商品券のほうにおきましても、まだ商店、そして飲食事業者等におきましても、9月いっぱいまでの期限になっておりますが、現在も換金がされている状況で流通されているようでございます。また、その状況などを見ながら、また十分に検討しながら考えてまいりたいと思います。

#### ○6番（勝山浩平君）

地域商品券、確かに行っておりますけれども、地域商品券にもやっぱり宿泊業者とか、体験型の事業者も対象になっていきますよね。今回、これから行うであろうしまっちゅ割には、同じく宿泊や体験型が対象になっておりますけれども、飲食店は前回までは含まれていなかったんですよ。これから行うしまっちゅ割に関しては、飲食店も大変厳しい状況にありますから、クーポン券を発行するなどですね、いろんな知恵を絞って、この支援の対象に含めてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

実務的な話になってまいりますけれども、現在、しまっちゅ割につきましては、インターネットで申し込みを受けまして、それを受けております。そういう関係で、事前の申し込みというのはなかなか難しいという現実もございます。また、そういう現実ではございますが、なかなかいい対応方法がないかと、そういうことなども含めまして、また今後、検討しながら考えてまいりたいと思います。

#### ○6番（勝山浩平君）

飲食店に関しては、別に交付金ですから、本村で制度設計やシステムを作っていきますので、予約制でなくてもいいと思うんですよね。クーポンを発行して、それを利用してもらおうというやり方も、いろいろ考えられると思いますから、ぜひ含めていただくように知恵を絞っていただいて、不平等感が出ないような支援策を行ってほしいと思います。

2点目ですね、これも同じく13ページのコロナ交付金の事業者支援分につきましてなんですが、午前中の全協でも提案、要望がありましたが、村民で奄美市で事業を営んでいる方がいらっしゃいます。飲食店であったり、レンタカーであったり、代行業であったりですね。ですが、奄美市が同じような事業を行うので、支援金の二重取りにあたるということでありまして、今回のこの支援金には含んでいないということでありましたが、奄美市が同じようなタイミングでこのような本村がこれから取り組むような事業を実施をするのか。また、実施をしたとしても、本村は1業者10万円という説明がありましたが、10万円でしたよね、ありましたけれども、本村の金額よりか奄美市の支援が下回った場合には、不足分を補う、村がですね、そのような配慮をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

金額の説明につきましては、それは前回の行ったものがそういう形で1業者10万円、そしてまた体験事業者2万円、上限10万円という形で説明をさせていただきました。これにつきましては、またコロナの状況などを見ながら、また金額等につきましても検討しながら、前回のものも参考にしながら進めてまいります。大和村に住所を置きながら、名瀬のほうで事業営業している事業者につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、奄美市のほうで行っているコロナ対策事業、各種いろんな制度等もございます、また県の事業等もございます。そういうものも確認しながら、また必要なもの、そういうものにつきまして、しっかりと確認を進めながら、また対応を考えてまいります。

#### ○6番（勝山浩平君）

今年予算委員会で、同じく蔵議員が周りから話を聞いていて、同じような指摘をしているんですね。状況に応じて必要であれば検討したいと、今課長がおっしゃったような答弁をされております。今回もそのような答弁がありましたので、奄美市の実施の状況によってですね、ぜひ御配慮していただきたいと思います。

次は3点目ですね、13ページのPCR検査の助成などについて伺いますが、PCR検査、行政検査の対象外、自分で受ける場合には、医療機関によって異なりますが、2万円から3万円ほどかかると聞いております。今回、本村が行うこの検査の助成、行政検査以外の方、上限2万8,000円、他の市町村よっか手厚いんですよね。鹿児島県内調べたら、1万5,000円とか、1万8,000円とか、3分の2だけとかありましたけれども、手厚い。行政検査分の診察料も助成をする。そして、万が一鹿児島に搬送された方の帰島旅費、付き添いの方まで含めて片道3万円の助成と説明を受けましたが、大変、もし万が一罹った場合にですね、ありがたい助成だと思うんですけれども、村民の方

がこれを、この制度を知っていなければ、宝の持ち腐れと言いますか、もったいない。今回の件でも自費で名瀬の医療機関で2万円ほど払ってPCR検査を受けた方がいましたが、村民にこのような助成を広く周知することが必要ではありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

このPCR検査につきましては、枠というのがございまして、行政検査枠、それ以外の枠というふうな取り決めをしておりますが、行政検査にかかるものについては、基本的に保健所からの要請があったものが一番強いということがございます。あとそれに付随してかかりつけ医で受診して医師が認めた者という枠でございます。今回、ここに計上しております分につきましては、それにより近い枠ということの設定で、行政検査以外の検査料を補助するという設計をしております。ということで、誰でも任意の方がこれを対象になるというわけではなくて、より濃厚接触者等に近いと判断された方ということで、非常に限られた方たちが対象になるということでございます。この制度につきましては、PCR検査の検査キットなどの数も見ながら設計をしているところでございまして、今年度で設計をしたばかりという点もありますので、まだ広報というものは行っておりませんが、次の広報に広報やまとのほうを活用しまして、そちらのほうでこういった助成がありますということはお知らせをいたします。ただ、この助成があるからといって、どなたでもということではございませんので、保健福祉課の方に相談をしていただいて、そこで該当する方という制約もございますので、そのあたりを注意していただければというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

大和診療所の医師の判断で、この助成の対象に含まれると伺っておりますけれども、広く村民にですね、周知をしていただきたいと思います。

4点目ですね、15ページですね、これも同じ課のコロナに関するものですが、予防費予防接種コロナワクチン579万6,000円、費用の組み替えということでありましたけれども、本村はいち早く4月の12日からコロナワクチンの接種が始まって、集団接種が7月の4日には終了しております、16歳以上の。ですが、いろんな報道等によりますと、ワクチンの効果というのは時間が経つに連れてなくなっていくというような報道がありますが、このワクチンの有効期間というのはどのような認識をされておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

確かに議員がおっしゃいますように、マスコミ報道等を見ますと、6カ月程度すれば抗体が大分落ちてくるのではないかというような報道もございますが、正式に私どものほうへ国からそのような通知が行われているということではございません。ですので、私たちも知る範囲というのは、同じようなことではないかというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

今、国のほうでは予備費等を使いまして、3回目の接種を行うというような検討を進めておりますが、国から3回目の接種について指針が示されたときには、本村としても速やかに取り組んでい

く予定がありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在のところ、そういった通知は何もない状況ではございますけれども、もし来た場合には、またいち早く接種ができるような体制を関係機関と協力して整えていきたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（前田清和君）

すみません。それでは、11ページの諸収入、目2雑入で、先ほど全協で保健福祉課からの説明があったかなかったか、ちょっとわかりませんが、節5の使用電話料ということでまほろば憩の里が254万8,000円の減額、雑入6のほうでまほろば憩の里が254万8,000円ということで、これは組み替えか何かでなっていると思うんですけど、この使用電話料での254万8,000円、どういう意味なのか、ちょっと理解ができなくて、御説明いただきたいのが1点と、最後のページの18ページの項2小学校費、款9教育費、目1学校管理費の50万修繕料、組まれています、その御説明をお願いいたします。その2点。

○保健福祉課長（早川理恵君）

1点目のまほろば憩の里につきましてでございますが、これは使用電話料という項目に組んでおりましたが、これは完全に、すみません、間違いということでございます。雑入の中にこのような項目がありましたので、そこに一括して計上しておりましたが、組み替えと、単純な組み替えということで、中身については使用電話料ということではありませんで、まほろば憩の里を利用される利用料、家賃等の収入ということでございます。

○2番（前田清和君）

それでは、まほろば憩の里の使用の分がこの254万8,000円ということでよろしいわけですね。使用電話料でこんなに使うのかなというところが、ちょっと疑問に思ったので、それはもう理解しました。ありがとうございます。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

教育費、小学校費の修繕料50万円でございますが、この50万円はどこを修繕しようというものではございませんで、これまでも学校のほうで壁の爆裂などがあった場合、修繕などを実施しておりました。その予算をほぼ使い切ったということで、もう予算がないということで改めて50万円組ませていただいたものでございます。

○2番（前田清和君）

特にどこに使うとかじゃなくて、これから災害、台風災害もありますから、そのために予備費という形で一応50万を組んだということで理解してよろしいわけですね。それで1点なんですけど、本当にこのコロナ禍で運動会もなかなか、今難しい状況になってまいりました。特に、この前の大



和中学校で体育祭がありましたけど、小学校4校、そのうちの今里、名音、大柵と児童生徒ももう7人から14・5人ですか、本当に小規模校でやっています。学校管理、特にグラウンド整備等を見ましても、本当に子どもたち、父兄だけじゃ、なかなかできないのが現状なんですよね。そういう点をやっぱり踏まえて、今後、学校整備とか、産業振興課の応援で、スクールバス等の運転手等が大柵の学校の管理をしてくれたり、ほかの学校も何か管理されているみたいなんです。そういう方々がしていただけることに、本当に感謝しつつ、逆にその学校管理を、本来であればPTAであったり、子どもたちでやるのが当然なんですけど、今の現状、本当に保護者の方々も共働き、なかなか学校に携わる機会が少なくなって、学校管理というのが難しくなっているのが現状じゃないかなというふうに思わせていただきます。今後、この学校管理、特にグラウンド整備等、一般質問とかでもあるんですけど、少しずつでもよろしいですから、学校管理に対してのもう少しした支援といいますか、そういうのも検討していただけないかなと、今後ですよ、思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

特に児童生徒数の少ない大柵から今里のほうには、夏休みなどを利用いたしまして、スクールバスの運転手、そして名音、今里は給食センターの運転手、そのあたりで草刈りなどを実施しております。今後もそういった活動は続けていきたいと考えております。

○2番（前田清和君）

今後も本当にしていただきたいんですが、それとは別に、予算的にもですよ、その方だけで本当にボランティアでやっていただけるのはありがたいんですけど、やっぱり長く続かないと思うんですよ、ボランティアでは。そういう部分で、やはり少しでも予算を組んでですね、シルバー人材の方でも結構ですよ、何人かをお願いしたりとか、そして常に学校の管理体制が整えるような状況を作っていただきたいという思いなんです。できる人ができるんじゃないかと、そこら辺はしっかりと教育委員会が学校管理をこれからしていきますよという、少し、返事をいただきたいんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

村内の学校につきましては、各学校への配分予算ということで草刈りの賃金の分の草刈りの報酬の分の配分予算も、今各学校へ配分しております。その予算を使って学校のほうで、誰か知り合いの方に草刈りをお願いする、そういうこともできる状況にさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

前田君、5回目です。

○2番（前田清和君）

最後になりますが、ぜひですね、本当に大変だと思うんですけど、子どもたちのため、学力、またスポーツ、このコロナ禍で全くスポーツ活動ができてない、本当にかわいそうな子どもたちを見ているので、せめてもの私たち当局、また議会としても、子どもたちが学校に行きやすい環境づ

くりを目指して、いい知恵があれば一緒に出しあって、検討していただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（藏 正君）

地域おこし協力隊起業支援補助金100万円とありますけれども、活動終了後2年以内に起業する者に対する補助金ということの説明でしたけれども、これがどのような起業を考えておられるのか、差し支えなかったら教えていただきたいんですが。

○企画観光課長（福山 茂君）

地域おこし協力隊につきましては、総務省の示した要綱等におきましても、退任後2年以内につきまして起業する場合については、支援をすることができとなっております。それに基づいております。起業につきましては、お菓子作り関係の工房という形で上がって来ております。

○5番（藏 正君）

この補助金100万円というのは、そういったシステムというか、国からの支援もあるということで、村費で補助するというわけではないということですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

それは村費で出しますけれども、それについては特別交付税のほうの経費に算入すると、経費が算入されるという形で来ておりますので、そういう形で御理解いただきたいと思います。

○5番（藏 正君）

そういったことで理解できるんですけども、以前から村内の若者とかが、何か起業を考えているときの支援策に、そういった基金を設けるべきじゃないかということはずっと要望してきているわけですけど、こういったことが実際に行われて、協力隊員に対する支援対策があって、だったときに、実際に自分たちも起業したいと思っている島の、元々地元の若者たちというか、がもしもいたときに、ちょっと不公平感みたいなことを、ちょっと思ってきたりするとか思うんですけども、この際ですね、やっぱり地元の若者たちの企業に対する支援策も考えていくべきじゃないですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

この地域おこし協力隊につきましては、また別制度として、総務省の制度としてございますので、また、議員がおっしゃいますような形での地域の方の起業支援などにつきましては、現在のところ村としてそういう支援がございませんけれども、また国の支援、県の支援、またいろいろなさまざまな機関の支援なども、またいろいろ確認をしながら、またそういうものがないかなども、また検討していきたいと思います。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、基金づくりみたいなことも合わせて検討していただきたいと思います。

最後に、16ページの農業振興費にある村づくり実践活動支援補助金21万円と、特用林産物魅力あ

る産地づくり補助金について、具体的に説明をお願いします。

○産業振興課長（郁島武正君）

村づくり実践活動支援事業補助金につきましては、県単の100パーセントの事業でございますが、都市部と農村部との交流ということで、そういった事業費が使えるという事業がありまして、来年になりますけれども、ある企業が大和村に20人ほどですね、2週間ほど収穫体験、農作業体験にツアーで来るということで、そのツアーのときに農作業体験等をするときにするに使う消耗品等、また農産物のPR等に使うための費用として計上してございます。

特用林産物関係につきましては、大和村福元地区でですね、大和村シキミ生産組合、組合員6名おりますが、シキミを中心としてヒサカキ、サカキの枝物生産を行っているわけですが、従来使っていました薬剤散布機が老朽化して故障しておるために、それを新しいものに買い替えまして、効率化を図って生産性の向上を図るということで、県、市町村、個人負担の事業でございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○1番（市田実孝君）

今、蔵議員がおっしゃっていたこととちょっとかぶるんですけども、この商工業等事業継続支援金、この中に小売業はなんか入っていないような話を聞いたんですけども、お店とか、入っていないんですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

商工業等事業継続支援金につきましては、観光事業者、特にコロナ関係で直接痛手を受けております観光事業者等を中心に考えております。その中で、商工事業者等につきましては、また先ほども申しましたように、地域商品券等を交付しておりますが、それが9月の末までの期限になっております。現在、その活用もされておまして、商品券の換金等も現在も行なわれております。そういう形で、商工事業者等に対しては割とそういう形がいきわたっているのかなと思っております。また、必要に応じてそういうこともいろいろ検討をしながら、いろいろ考えてまいりたいと思えます。

○1番（市田実孝君）

2回程先の議会で私は商工会の立場から、皆様に提案発言をしたと思うんですけども、この地域おこし協力隊の起業支援補助金という形で100万組んでおられますけれども、やっぱり大和村内に事業を構えるということは、ただ資金を使わなくて事業というのは成り立たないのが商工業者の現状ですので、やっぱり地域で、この小さな大和村でお店を構えて、努力されている方々、今現実と見ますと、恐らく高齢化が進んで、わずかばかりの年金で、いつ閉めようかということで、何度も隣りの前田議員もおっしゃっていますが、私を含めてですね、現実的にはそういう現状にあります。この事業者継続支援金というのは、この事業者を地域内でいかに継続させて、1年でも2年でも先伸ばして、閉じるのを待っていただけないかというための、これは国からの多分、事業だと私

は思っているんですけども。このお店なりですね、例えば宿泊業にあるとか、観光業にある、その方々もお店からですね、買い物をして、宿泊者に食事を提供するとか、やっぱり売り上げは減っているわけですね。そしてコロナで村内に交流人口も減っている現状にありますから、このお店なりの、この小売業者にも、やっぱり何らかのですね、支援を考えてもらえないですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在のところ、先ほど申しましたように、地域商品券等の振興の状況、そういうのも見ながら、またいろんな状況、そういうことで検討しながら、事業支援金については、また検討していきたいと思っております。

○1番（市田実孝君）

このコロナの状況ですね、閉塞感がある社会情勢の中で、商工業者は一番困っておりますので、どの企業が、どの企業がというふうに分けないように、やっぱり関連性があるものですから、それを考えていただいて予算編成をまた今後検討していただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（重信安男君）

土木費のですね、住宅管理費でちょっとお伺いしたいんですが、今、ちょっと村民の方から、住宅が空いて、すぐでも入れるのに、募集をかけてないということを聞いたんですけど、実際、そういうような住宅はいくつですか。

○総務課長（政村勇二君）

村営住宅の中に公営住宅定住促進住宅がありまして、現在、今年度に入りまして5月に1度、7戸数ですね、募集いたしまして、3戸数の入居がございました。7月に残りの4戸数を募集をかけたしまして、1戸数入居がございまして、先日、また今月ですね、9月、先日から3回目の残りの3戸数に関して募集をかけている状況でございます。ですので、またその募集機関に合わせてですね、申請等をしていただければと思っておりますのでございます。

○3番（重信安男君）

今現在では三つ、空席というか、空室になっているということですか。地域的にはどちらが空いているんですか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、公営住宅といたしまして、世帯向け湯湾釜の公営住宅が1戸、思勝の公営住宅が1戸、そして定住促進住宅としまして今里集落に1戸、全て世帯向けの住宅として、現在募集をかけている状況でございます。

○3番（重信安男君）

こんな立地のいい湯湾釜とかですね、思勝とか、立地がよくて、すぐでも入りそうなんですけど、募集をかけても来ない理由というのは何ですかね。

○総務課長（政村勇二君）

やはり公営住宅に関しましては、公営住宅法に則りまして、制限と申しますか、入居制限、特に所得の制限がございます。そういったものの兼ね合いで、やはり所得が高い方が、低所得者向けの住宅として建設された住宅でございまして、公営住宅にはそういった形での入居で、制限がいつもかかっているという状況が難しい問題になっているのなかというところとは思っています。

○3番（重信安男君）

これは村民に募集をかけているんですよね。これと村外、最近ですね、私も村外の方とか、県外の方、いろいろ接する機会が多くてですね、大和村を気に入って、やっぱり世界自然遺産になったと、大和村に住みたい、だけど住む場所がないということを、私はよく聞いていて、だから私はそういう住宅環境とかですね、皆さんが誰でも来て住めるような環境を早く整えて、今チャンスだと思っているんですよ。そうすれば人口もおそらく増えると思います。村外で奄美市とか、笠利とかですね、笠利とか、龍郷とかは、ちょっと、何ですか、産業が発展しすぎて、自然がなくなっておもしろくないと、だから大和村というのは、やっぱり自然がいっぱい残ってて、何というんですかね、こういう静かなところで生活したい、子どもを育てたいというのを、よく聞くんですよ。だからちょっと、村外にもですね、ちょっとアピールかけてですよ、県外とまでは、そこまで言いませんけど、村外にも募集かけるような形であれば、おそらく何組かは家族で来られると思いますけど、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

現在、村営住宅の入居募集に関しましては、防災無線を通じて村内の方への周知をしておりますが、実際、村のホームページのほうでもですね、周知しております、今年度に入りまして、入居世帯だけの情報を入れていたものを、今年度に入りまして、その空き住宅の写真付きでの、今、こういった状況になっていますという情報も付け加えた上でのホームページでの募集をかけている状況でございますので、大和村のホームページを見なければわからないというところはあるんですが、もし万が一、移住定住とか、そういったお問い合わせがあった場合にはですね、詳細についてはこういった、Iターンの方であればなかなか現地に来れない、ですが写真はこういったところと載せているという情報も発信している状況でございますので、問い合わせがあった際にはまたホームページ等々も御活用くださいという旨、また周知していきたいというふうに思っております。

○議長（奥田忠廣君）

重信君、5回目です。

○3番（重信安男君）

それと、お問い合わせがやっぱり役場のほうに島外から、島外というか、村外からもやっぱり来ています。来ていればやっぱりそれをですね、やっぱり宣伝してですね、1回、見に来てくださいとか、そういうことをして、いったらどうですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

移住定住に関することになってまいりますと思いますので、移住定住に関しましては、先ほど総務課長からありましたように、ホームページに載っております。その中で、窓口にいらしたり、また電話等での問い合わせも来ております。また空き家等についてのお話になりますと、やはり企画のほうで民間の空き家とか、抱えているわけではございませんので、それで公営住宅の空き等も案内させていただきまして、また情報をお伝えしているところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第37号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第37号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰入金及び繰越金の確定に伴う増額などによりまして、歳入歳出それぞれ3万6,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,058万7,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の350万円の減額は、繰越金の増額に伴い調整を図ったものでございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の353万6,000円の増額は、前年度の歳入歳出の差引によるものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款3予備費、項1予備費、目1予備費において、3万6,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第38号 令和 3 年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第 8、議案第38号、令和 3 年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 3 年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 3 年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、県支出金の減額や診療所会計への繰出金の減額などによりまして、歳入歳出それぞれ511万6,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和 3 年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ511万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億1,307万3,000円にしようとするものです。

6 ページの歳入を御説明申し上げます。

款 3 県支出金、項 2 県補助金、目 1 保険給付費補助金は、特別調整交付金の減額見込みに伴い、643万4,000円減額計上いたしました。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 その他繰越金は、前年度繰越金の確定により131万8,000円増額計上いたしました。

次に、7 ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、税制改正に伴うシステム改修に伴い25万3,000円を増額計上いたしました。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金及び返還金は、前年度分の保険給付費等の確定による返還金として39万5,000円を増額計上いたしました。

款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直営診療所繰出金は、特別調整交付金の減額見込に伴い643万4,000円を減額計上いたしました。

款 8 予備費において57万7,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）



これから、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、議案第38号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第39号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、日程第39号、令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う増額など、歳入歳出それぞれ886万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ886万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ1億230万4,000円にしようとするものであります。

それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金の300万円と、項2他会計繰入金の643万4,000円は、前年度繰越金等の歳入の増により減額計上いたしました。

款4繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金の確定により841万9,000円の増額計上いたしました。

款5諸収入、項1雑入、節2雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種費用支援金の988万2,000円を増額計上いたしました。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節7報償費48万円は、診療所医師長期休暇に伴う代診医に支払う謝金を増額計上いたしました。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費は、外来トイレ改修、OA機器、空調機修繕等の修繕料として77万円を増額計上いたしました。

款4予備費、項1予備費を761万7,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

以前の議会からの要望に対しまして、トイレ等の早急なる改修工事がなされておりますけれども、これについて、利用者方からの何かその声とかいうのは聞こえていませんか。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

診療所外来トイレ改修、現在、工事も全て終わりました、利用者が利用できるような形になっています。それで、看護師とか、車椅子を利用して利用するときの介護というか、介助にかかわる方、看護師とか、介護士とか、いろいろ来るんですけど、今のところはとっても利用がよくなったということで御意見をいただいております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第40号、令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の確定に伴う増額や居宅介護サービス給付費等の増額によりまして、歳入歳出それぞれ502万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,041万6,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4その他補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修補助金として8万7,000円を増額計上いたしました。

款8繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により493万8,000円を増額計上いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費及び目3地域密着型介護サービス給付費は、報酬改定による加算の増額及び利用者の介護度の重度化による給付費見込増額により269万8,000円増額計上いたしました。

8ページをお開きください。

款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業、目6一般介護予防事業は、アプリを利用した見守り体制に係る通信利用料として16万円を増額計上いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、前年度の介護サービス給付費等の確定による返還金が生じたため、237万7,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（藏 正君）

この介護関係については、社会福祉協議会のほうが中心になって行っているところでありまして、村長御理解の下で、社協については1,000万円の補助金を当てられて、何とか運営ができています。ですが、現場の声を聴いていると、どうしても介護士、介護士がもう一人、どうしても足りないような状況で、何とかな、月曜日から金曜日の勤務配置とか、そういったものがちょっと窮屈な形で、最近土曜日のあれが、今止まっているんですけども、でもまた利用状況が増えてきて、やはり予防組の、何とかな、事前の体験型で将来の利用者の増に向けての取り組みというのは、やっぱり土曜日もあったほうがいいんじゃないのかなという声もいっぱいあって、これからまた利用者が増えてきそうな情報を聞いておりますが、そこについては、やっぱり介護士を増員するとかいうのが、社協のほうでも募集はかけているけどなかなか来ないという話があるようで、そこに向けて、村当局からもそういった意味の介護士の1名、何とか補強する体制について、何とか支援策をもっていけないものかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

社会福祉協議会の運営の状況につきましては、日ごろ、頻りに話し合いを持ちながら共有して事業をさせていただいているところであります。議員がおっしゃいましたように、土曜日のデイサービスについても利用者の増が見込めないということで、一旦休止をしているというふうに聞いております。その中で、日々介護士を不足に感じる部分があり、例えば、数時間、1日中でなくても、少しの時間の応援があれば足りるとか、そういった話もございますので、できるだけ介護運営に支障がないように、協力体制をとってまいりたいというふうに思っております。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、実際、介護現場の、現場の介護士たちの声を直接聞いていただいて、その辺の協議を図っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（前田清和君）

すみません。1点だけお願いいたします。8ページの目6一般介護予防事業で、緊急通報システム利用、アプリを使った予防ということで、何人ぐらいの方が利用されているのかということと、こういった形でこのアプリを使っての予防、予防事業ですか、個人個人でやられているのか、それとも何人かまとめて、そういうアプリを使って予防事業をしているのか、また、それをすることで、こういった効果が表れてくるのか、というのは、ちょっとそのアプリを使っただけで、こういう予防体操ができるのかなというのを、ちょっと疑問に思ったんで、簡単で結構ですので、教えていただければと思います。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

こちらのアプリにつきましては、平成29年の途中から実験的に導入を始めておりまして、今年度費用が発生するというような状況になっております関係で計上させていただいております。これにつきましては、要援護者と申しますか、見守りが必要な方を中心に、それに関わる方たちがこのアプリを導入して連絡体制が取れたり、日ごろの状況を素早く把握できたりというふうな使い方をしております。その関係で、これを現在利用している方の多くは介護医療、福祉の関係者及び本人を取り巻く近い御家族、あるいは民生委員さん、あるいは島外におられる御家族の日ごろのようすを把握できるようにということで使っている事例もございます。現在、27グループを編成しておりまして、日ごろ、日常的に活用しているというような状況でございます。

#### ○2番（前田清和君）

言ったら見守りですね、介護のその方々をしっかりと周りがサポートするというので、この事業をされているというふうに思いました。今後、多分この高齢化が進むにおいて、こういうアプリを使った事業というのが、どんどん進んでいくんだろうなというふうに予測しております。今後の対策として、こういう方々が利用される方々が増えると思うんですよ。それに対して保健福祉課当局としても、今度こういった見守り体制を強化していくのか、もしお考えがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

見守り体制につきましては、やはり日ごろからのお付き合いの中で、こまめな情報のやりとりというのが一番かというふうに思っております。このアプリの対象者といたしましては、高齢者、要介護者だけではなくて、精神疾患があったり、あるいは認知症があったりというようなことで、例えば行方不明になったときに、みんなで一斉に連絡をしていち早く見つけることができるというような事例もございますけれども、そういったふうにごとのつながりをしっかり、より強固に保てるというふうな使い方をしておりますが、今後もそのような方向で強化をしてみたいというふうに思っております。

#### ○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、議案第40号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第41号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第41号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。  
令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入においては繰入金金の確定に伴う増額及び繰入金金の減額など、歳出におきましては総務費、需用費の増額によりまして歳入歳出それぞれ114万6,000円の増額予算を計上いたしました。  
内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明申し上げます。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,418万5,000円にしようとするものでございます。  
7ページの歳入から御説明申し上げます。  
款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金金の390万円の減額は、繰越金の増額及び歳出の増額に伴い

調整を図ったものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の504万6,000円の増額は、前年度の歳入歳出の差引によるものでございます。

次に、8ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務費、目1総務管理費の91万円の増額につきましては、集落排水施設の西部地区及び東部地区の中継ポンプ施設機器の部品交換等に伴うものでございます。

款3公債費、項2農業集落排水事業公債費、目2利子の30万3,000円の増額は、地方債償還金の確定によるものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第42号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第42号、令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。  
令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の確定に伴うことや、基金積立金の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ224万2,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**大和の園園長（勝 健一郎君）**

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,319万9,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の224万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金を220万円増額をいたしました。

款6予備費、項1予備費、目1予備費において、4万2,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**



異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第43号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

#### ○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第43号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

#### ○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金の確定に伴う増額や保健基盤安定分担金の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ64万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,028万6,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の100万円の減額につきましては、款4繰越金の前年度繰越金164万9,000円の増額に伴い調整を図ったものでございます。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定分担金の増額見込みに伴い60万円増額計上いたしました。

款5予備費において、4万9,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、議案第43号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩いたします。

-----○-----  
休憩 午後 3時10分  
再開 午後 3時22分  
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

- 日程第14 認定第1号 令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、認定第1号、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号、令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5

号、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第6号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第7号、令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第8号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

これから、提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序は問わず、各関係課長において関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔にお願いをいたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、認定第1号から第8号までの8件の議案について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算につきましては、議会の認定を求めたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して提案をいたします。

内容につきましては、関係各課長、また園長等に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計歳入歳出の決算の概要について御説明申し上げます。

令和2年度一般会計の決算は、歳入総額が40億3,352万8,000円、歳出総額は38億7,672万6,000円であります。

収支の現状でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が1億5,680万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源4,519万8,000円を差し引いた実質収支が1億1,160万4,000円の黒字、単年度収支は5,414万1,000円となりますが、令和元年度における単年度収支がマイナスの479万2,000円であったため、前年度比といたしまして5,893万3,000円の黒字となりました。また、基金への積立金が3億2,363万2,000円、収支を調整するために基金3億6,174万6,000円を取り崩し、実質単年度収支は59万9,000円のマイナスとなっております。令和2年度末の基金総額は、前年度と比較いたしまして3,811万3,000減の12億3,723万7,000円であります。

以上で決算の概要を申し上げましたが、内容につきましてはお配りいたしました資料のとおりであります。なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により御説明させていただきたいと思っております。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7,503万2,821円、歳出総額

7,139万6,290円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は363万6,531円の黒字決算となりました。

次に、令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3億5,361万7,846円、歳出総額3億4,847万1,183円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支が514万6,663円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会において御質問により説明させていただきたいと思えます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

#### ○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億2,087万3,858円、歳出総額2億1,935万5,329円、で実質収支151万8,529円の黒字決算となりました。

次に、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億7,561万6,380円、歳出総額2億7,067万6,967円で、実質収支493万9,413円の黒字決算となりました。

次に、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,237万1,817円、歳出総額3,067万1,905円で、実質収支169万9,912円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思えます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額9,304万1,253円、歳出総額8,412万1,758円で、実質収支891万9,495円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思えます。

御審議方よろしくお願ひします。

#### 大和の園園長（勝 健一郎君）

令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億481万1,470円、歳出総額2億206万8,689円で、実質収支274万2,781円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして御質問により説明させていただきたいと思えます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和2年度各会計決算の概要説明がありました。このあと設置されます決算審査特別委員会において詳細な審議を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度の各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和君、総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（前田清和君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、令和3年第3回大和村議会定例会にあたり、令和2年度決算審査の大綱質疑を、総務建設委員長であります私のほうから代表して質疑を行います。

財政状況について、令和2年度歳入において82パーセントを依存財源に頼らなければならない本村において、自主財源の確保は大きな課題であり、今後各課連携し対策を講じていただきたい。その上で、重点課題である各種税及び使用料徴収についてお伺ひいたします。

令和2年度の県内市町村税の徴収率において、本村は98.9パーセントで5年連続の第1位であったことは、担当課職員の努力の結果であり、敬意を表したい。しかしながら、住宅使用料については、令和元年度に比較すると、再任用職員を徴収専門員として配置したことにより、滞納額が減少したものの、依然1,000万も超える滞納額がある。高額滞納者に対しては、昨年度の大綱質疑の答弁でも、村長は「法的措置」の進めるとおっしゃいましたが、何らかの進め方を取ったのか、また、退去者はいたのか、新たな徴収対策方法が必要であると思うが答弁を求めます。

主要施策の実績及び成果から質疑を行いたいと思います。

まず、農業振興の耕作放棄地解消委託事業について、令和2年度は実施に至らなかったとありますが、具体的にどのような取り組みをされてきたのか、農業従事者の高齢化も進み、ますます増加傾向にある耕作放棄地、今後の対策は、どうお考えなのか答弁を求めます。

次に、観光振興の大和村集落まるごと体験事業について、この事業も3年目になると思いますがNPO法人「TAMASU」を中心に、住民が主体となって取り組まれていますことに、感謝いたします。皆様も、御承知のとおり、昨年からのコロナ感染症に伴い、村内においても行事が中止になる中、県補助金を含め事業費800万が組まれています。どのように運用されていかれるのか答弁を求めます。

また、今後の取り組みとして、村民の皆様方に理解いただけるような施策が必要だと思いが、答弁を求めます。

次に、生活環境整備の村道大棚名音線道路改良事業について、毎年、莫大な費用が掛かる中、事業が進められています。この事業の完成年度は、いつ頃を目指しておられますか、また、この事業が完了することで、どれだけの効果がもたらされるとお考えなのか答弁を求めます。

次に、環境対策の海岸漂着物対策推進事業について、世界自然遺産登録に認定された今、観光客の増加が見込まれます。そうした中、本村の海岸には、秋頃から春先にかけては大量のゴミが流れてきています。事業費400万あまりかけて、年2回作業をされていますが、年間を通して海岸漂着物の対処ができないのか、事業費を増額してでも、対策すべきだと思いますが答弁を求めます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和2年度はコロナ対策として、9,300万円あまりの支援事業を行い、事業者はじめ村民一同喜んでいただいております。しかしながら、変異株による感染拡大が収まらない中、本村として今後、どのような対策を講じていかれるのか、交付金による支援事業も継続されるのか答弁を求めます。

以上、壇上からの質疑を終ります。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

1点目の「住宅使用料における高額滞納者の取り扱い」についてであります。まず昨年度から徴収専門員を配置し臨戸徴収の回数を増やすことや、直接面談を徹底し、現年分の徴収率が97.49パーセントと、令和元年度に比べ0.54パーセント増と併せて、過年度分に関しましても令和元年度に比べ9.46パーセント増の16.82パーセントと、徐々にではありますが改善傾向にあります。

昨年、納入の意思の見られないなど悪質性の高い滞納者につきましては、法的措置の手続きを進める旨の答弁を致しましたが、担当課における面談により「法的措置」による強制退去の意向を伝えたことにより、令和2年度の途中からではあります。定期的に納入があり、令和3年度途中からは、各種税の滞納額と併せ返済額の増額も履行されている現状でございます。

また、1件の高額滞納者につきましては、転居していただくように協議済みであります。転居先住居の準備に時間を要しておりますので、今後早急に対応したいと思っております。そのほかにも、退去要請をかけた滞納者もおりますが、後日、間違いなく履行していくことの分納制約に署名をいただき、提出をさせるなどその履行に向けて徴収体制の強化を図っているところであります。

新たな徴収対策に関しましては、昨年度から開始した住宅使用料徴収専門員配置より改善傾向が見られますので、まずは、税を含めた徴収体制における横の連携を徹底し、新たな滞納者をつくらないためにも土、日を含めた早急な面談及び指導を実施するなど継続した取り組みの中で、住宅使用料の適正な管理に努めたいと思います。

次に、2点目の「耕作放棄地解消委託事業における取り組み」についてであります。令和2年度におきましては、同事業での耕作放棄地の解消実績はありませんでした。しかし、個人間での農

地の貸借による解消をはじめ、JAの事業であります「果樹支援対策事業」や「県営農地環境整備事業による村民農園」の整備、農地中間管理事業等を活用して耕作放棄地の解消に取り組んでいるところであります。

今後も、本村の果樹や野菜の生産量を確保するためには、耕作放棄地の解消は重要課題であると認識していることから、農業委員会とも連携し、耕作放棄地の解消に努めていきたいと考えております。特に高齢化等による新たな耕作放棄地の発生防止に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の「大和村集落まるごと体験事業の取り組み」についてであります。体験協議会におきましては、大和村における観光を活用した地域づくりに資することを目的として、令和元年5月に設立されております。

令和2年度におきましては、質疑にございましたように、800万円で「大和村集落まるごと体験事業」への業務委託をしております。

事業の内容は、令和2年度におきましては、情報の発信や体験・宿泊の申し込みのワンストップ窓口であるホームページでの運用、フォトコンテスト、大和村カレンダー制作、年次的に行っております大和村集落マップのワークショップから作成などの事業を委託しております。

また、まるごと体験協議会の成果としましては、協議会設立以前、年間体験者数は120名でありましたが、令和元年度が約2,800名、昨年度は、コロナ渦の影響で島外観光客の訪れるイベントは見送ったにもかかわらず島っちゅ割りキャンペーンやイセエビディナーキャンペーン等の島内需要喚起対策を企画し、島内の方々を中心に全体で約2,100名の方々に参加をいただいたことは、交流人口の増加や情報発信に大きく貢献していると思っております。

また、委託事業ではありませんが、まるごと協議会の事業者の皆さんでコロナ対策として取り組んだ「夕ご飯販売車」につきましては、心待ちにしていた方もおり、大変好評であります。

このように、民間の方で組織する協議会でありますので、自由な発想で、大和村の活性化に繋がっているものと思っております。

なお、村民の皆様へ活動の状況を知っていただけますよう、広報やまと等を活用しまして紹介等を行ってまいりたいと思っております。

次に、4点目の「村道大瀬名音線道路改良事業」につきましては、現在、改良延長を3キロ、幅員5メートルで計画をしており、平成16年度から事業を開始以来、今年度で17年目となります。

本路線は、県道名瀬瀬戸内線と奄美フォレストポリスを中心とする山間部の村道を結ぶ路線でありまして、幅員が狭く車両の離合が困難であると同時に、これまでも自然災害等で交通規制がたびたび発生するなど、大変危険な状況にあることから、環境に配慮した山側の切土を極力抑えて、谷側への擁壁等を設置して道路幅員を確保するための整備を進めているところであります。

本事業の完了年度につきましては、社会情勢や予算の確保等により正確にはお答えできません

が、現在までの進捗状況を考慮して試算いたしますと約12年後の令和15年度頃を見込んでおります。

事業が完了することによる効果につきましては、隘路区間ということで隘路とは、狭くて通行の困難な区間ということで、こういうことが解消され、安全な通行が可能となり、また自然災害等における交通規制も緩和されることから、福元地区を利用する農家の方の農業振興に大きく寄与するものだと思っております。さらには、先般の世界自然遺産登録によりまして、奄美フォレストポリスや湯湾岳へ向かう観光客の増加も期待される中、利便性の向上によって観光振興にも大きく役立つものだと考えているところでもあります。

次に、5点目の「海岸漂着物対策推進事業」についてであります。この事業は、4月から2月までの10カ月が交付対象期間であり、令和2年度の総事業費429万7,000円に対して、補助金交付額386万8,000円で10分の9の補助率で交付されています。昨年度の実施回数としましては、延べ回数27回実施。少ない集落で1回、多い集落では3回実施しています。

また、補助対象期間から外れる2月から3月にかけては、臨時雇用等を活用して海岸清掃を行っております。

今年度事業としては、前年度より64万円増の当初で481万9,000円の予算を計上しているところであります。

現在の状況としましては、4月からこれまでは、臨時雇用等を活用して行っていますが、季節風の時期になりますと海岸に漂着物が発生する時期におきましては、海岸の状況を確認しながら、各集落に依頼して清掃を実施する予定にしております。

今後も、海岸環境の保全に努めていきたいと考えております。

最後に、6点目の「新型コロナウイルス感染症対策」につきましては、個人及び企業に対する各種支援金交付や消毒液などの必要物品の設置、予防啓発等様々な施策を講じてまいりました。また、ワクチン接種においては関係機関と連携し、いち早く接種体制を確立するなど、積極的な対策をすすめた結果、感染拡大を防ぐなど一定の効果もみられているところであります。しかしながら、治療薬の承認や3回目のワクチン接種など、国の施策の見通しが不透明な部分も多く、さらに変異株の出現により、全国的にも感染者が増加していることから、収束はまだみえていないところでございます。

長期化するこの状況下において、経済危機のみならず、行動自粛に伴う健康状態の悪化など、今後様々な問題の表面化が懸念されるところであります。本村におきましても、手洗いやマスク着用、行動の自粛など、一人一人ができる基本的な対策の徹底に努めてまいりたいと思っております。

また、「臨時交付金における支援事業継続」につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度繰り越し予算におきまして1億212万2,000円や、令和3年度予算で新たに市町村へ配分がございました事業者支援交付金209万円などを活用した支援事業に取り組んでいきたいと考えております。



また今後の新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の予算措置につきましては現在不透明であることから、国の予算の動向にも注視し、交付金の活用も視野にいれながら新型コロナの感染症対策を講じていきたいと思っております。

以上で大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○2番（前田清和君）

ただいま、村長より答弁がありました。詳しくは9月27日から始まります決算審査特別委員会において、各委員よりただすことといたしまして、これで大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 令和2年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、令和2年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上8件は、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選いたしましたので、結果を報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第23 議案第44号 奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、議案第44号、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

世界自然遺産に登録されたことを記念し、その価値を広く国内外の人々に理解していただくとともに、適切な保全により確実に将来の世代へつなげていくため制定しようとするものでござい

す。

つきましては、奄美・沖縄世界自然遺産の日に関する条例を御提案いたします。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

内容を御説明申し上げます。

令和3年7月26日に奄美大島・徳之島・沖縄東部北部及び西表島が世界遺産一覧表に記載されました。行政をはじめ、地域住民による自然保護に関する活動が活発化することを期待し、人と自然が共生する持続可能な利用、真に豊かな地域づくりに向けた取り組みを後押しするべく提案するものでございます。

また、奄美大島5市町村が連携して提案することで、一体的に気運が醸成されるものと望むものです。

以上、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから、質疑を行います。

**○6番（勝山浩平君）**

条例の1条には適切な保全を行う、また3条には適切な保全のために取り組むとありますが、保全を行う範囲、エリアはどのようなものですか。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

まず、世界自然遺産エリア特別保護区第1種について保全を行います。また、世界自然遺産の日になんだ形での活動等も行います。その中では、そのエリアだけではなく大和村全体、そういう形で自然保護に取り組んでまいりたいと思います。

**○6番（勝山浩平君）**

この条例が示す保全するエリアというのは、集落の周辺や海岸、集落前の海岸、集落のそばの海岸、日常生活で住民が暮らすエリアも含まれるということですね。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

自然遺産という形ですので、先ほど申しましたように、特別保護区第1種、そしてまた保存をしていく中では奄美大島全体というふうに考えております。

**○6番（勝山浩平君）**

今回、条例を制定目指しますけれども、条例を制定したあとに保全を行っていくために、大和村としては今後どのような取り組みを行っていきますか。

今回の一般会計の補正予算では、説明もありましたけれども、10月の末や11月の頭ぐらいに愛護作業を行っていきたいとありますけれども、この条例にあるように、村民の、4条にありますね、自発的な取り組みの促進に努めるために、大和村としてはどのような支援策等を考えております

か。これまでも、住民が自主的に行う作業等に関して、軍手やごみ袋や、そういったものを提供していただいておりますけれども、この条例を制定することによって、さらにどのような住民の自発的な活動に支援策を講じていく予定ですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

まず、この世界自然遺産の日の条例において、やはり気運の醸成が目的でございます。その中で、しっかり守っていくと。先ほど議員のほうからもありましたように、本年の10月、11月にかけては、地域住民にも呼びかけさせていただきまして、その中で外来種の撤去であったり、海岸の清掃であったり、そういう形での活動を行ってまいりたいと思っております。もちろんコロナの状況を勘案しながらであります。来年度以降につきましては、7月26日の世界自然遺産の日の前後にと思っております。そういう中で、気運の醸成を図ってまいりたいと思います。

先ほど議員からございました支援策等につきましてということでございますが、まず気運の醸成を図ること、そしてまたこちらからまた呼びかけて作業をしていただくときにつきましては、何らかの消耗品等については対応させていただきますという形で考えております。

○6番（勝山浩平君）

繰り返しますけど、一番は、ねらいというのは村民の、住民の自発的な取り組みの促進にあると思いますが、さっき大綱質疑でもありましたけれども、私たちが議会報告会で各集落を回っていた中で、一番大きい、多かった意見としまして、海岸漂着ごみをどうにかしてほしいという声が多かったです。その中で、住民から提案があったのが、海岸の漂着ごみを自発的に自分たちでごみ拾いをしたいんだけど、その拾ったごみ、多いのがブイとか、ロープとかありますから、拾っても家庭ごみで出すことができないので、海岸漂着ごみのためのごみ置き場、ごみステーションがあれば、そこに日常的に散歩をしながらでも拾って置いておくことができるので、ごみステーションの設置を要望してもらいたいという提案もいただいておりますが、自発的な取り組みを促すという意味では、このようなごみステーションの設置も漂着ごみ用にですね、検討していく必要がありませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

海岸漂着ごみという形でのお話でございましたけれども、まず全体的に私どもとして考えておりますのは、自然の保護活用、そして環境の保全という形で考えております。その中で、広くとらえている中ではその海岸漂着ごみもあるかもしれませんが、現在のところ、こちらのほうで考えておりますのは、やはり外来種の駆除であったり、そういう形でのまた清掃等、そういう形で考えております。ごみステーション等については、ちょっとこちらのほうでは考えていないところでございます。

○議長（奥田忠廣君）

勝山君、5回目です。

○6番（勝山浩平君）

自発的な住民の取り組みを促すために、今のところは村は持ち合わせていない。住民側からこういったステーションがあれば、自分たちで日ごろからできますよという提案を受けました。ですから、そういった住民からの提案で日ごろの日常生活の中で、海岸のごみ拾いも自分たちでできる分はしますよ。そのためにはごみステーションが要るんですよねという提案があったので、区長会にでも図ってですね、区長会のほうで要望があれば設置を検討していくべきではありませんか。呼びかけではなくて、住民の自発的な取り組みを促すための対策としてです。

○村長（伊集院 幼君）

これは以前もその質問があった中で、私たちはそういう議会の報告会の意見もあったかも知りませんが、やはり地域を守っている事務嘱託員の声を、しっかり我々は要望を受けた中で行政は動いている状況でございますので、今議員がおっしゃったように、我々も海岸漂着ごみの対策をどうしていくかということは、事務嘱託員会で何度も話をさせていただきました。その中で、ごみステーションの話は出ておりませんでした。ですから、その対策も集落で困っているから、村のほうでごみ収集についての漂着物の対策を講じてほしいということで、草刈り対策の人たちを急きょお願いしたりとかという、今対策を講じているところでございますので、その点については、再度また事務嘱託員の会の中で、私たちが提案させていただいて、一応意見を賜りたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、議案第44号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第24 議案第45号 大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### ○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第45号、大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

### ○村長（伊集院 幼君）

大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、大和村手数料条例を改正いたしたく、御提案いたします。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

### ○住民税務課長（池田浩二君）

大和村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和3年9月1日に施行されました。そのことにより、マイナンバーカードの発行主体が市区町村から地方公共団体情報システム機構となり、同機構がマイナンバーカードの発行手数料を徴収するため、市区町村は条例にて発行手数料を徴収する必要がなくなりました。そのため、大和村手数料条例の一部改正が必要となりました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

### ○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 諮問第1号 大和村人権擁護委員候補の推薦について議会の意見を求める件

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、諮問1号、大和村人権擁護委員候補の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村人権擁護委員の候補の推薦について提案の理由を申し上げます。

大和村人権擁護委員の任期満了に伴い、徳 裕子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議の上、御意見方お願いをいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村人権擁護委員候補者の推薦について、内容の御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員をお願いしております徳 裕子氏が、令和3年12月31日をもって任期満了するのに伴い、徳 裕子氏を再任しようとするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、学歴、職歴等につきましては、議案書に添付してあります履歴書のとおりでございます。御意見方よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めることについて採択いたします。

本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めることについては適任と認め、答申することを決定いたします。

-----○-----

#### 日程第26 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○総務建設委員長（前田清和君）

それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案の理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。コロナ禍で地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増数が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、意見書の可決は必要であると考えます。

以上、提案理由といたします。議員各位の御理解を賜ります。

以上、提案理由といたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、発議第3号を採択いたします。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時10分



# 第 3 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 9 月 2 2 日 (水)

大 和 村 議 会



## 令和3年第3回大和村議会定例会会議録

令和3年9月22日(水)

午前10時15分開議

午後1時30分開議

### 1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問(4名)

午前(2名)

1番 市田 実孝 議員

2番 前田 清和 議員

午後(2名)

6番 勝山 浩平 議員

5番 藏 正 議員

散会の宣告

### 2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田 実孝 君

2番 前田 清和 君

3番 重信 安男 君

5番 藏 正 君

6番 勝山 浩平 君

7番 民文 忠君

8番 宮田 到君

9番 奥田 忠廣 君

### 3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎 一也 君

次 長 児玉 明美 君

### 5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君

副 村 長 泉 有 智 君

総務課長 政村 勇二 君

建設課長 前田 逸人 君

教 育 長 晨原 弘久 君

教委事務局長 森 永 学 君

企画観光課長 福山 茂 君

産業振興課長  
兼農委事務局長 郁島 武正 君

教委指導主事	前 田 剛 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	松 崎 泰 郎 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時15分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付したとおりであります。議事日程のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告にしたがって、順次発言を許可いたします。

1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。質問に入らせていただきます前に、議会の一人として、このたび伊集院村長の4期目の就任、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。3期12年の栄えある実績を基に、今後、更なる村政発展のために御尽力くださるよう、御期待申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問1、農林水産物の地産地消について。

1、地域の活性化のためには、農林水産物の地産地消を進めることは必要なことと考えられるが、村として何らかの対策をされているか、お尋ねいたします。

その2、子供たちに村の特産品を教えていくことは、地域を理解する上で大切なことと考えるが、村の学校給食等で村の特産品を活用し、また、その特産農産物収穫体験などなされておられるか、現状をお伺いいたします。

その3、体験農業による体験交流人口拡大のためにも、村内の農産物の栽培を促進拡大し、島野菜などの食材が常に地域において抱負に需要されるような環境づくりが必要だと考えられるが、家庭菜園、一坪農園を推進していく事業など検討できないか、お尋ねいたします。

2番、再生エネルギーの地産地消について。

その1、政府は公共施設への太陽光パネル設置率を10年後の30年に50%、40年に100%とする目標を設定し、市町村自治体を支援していくとあるが、世界自然遺産登録をなされた自治体の本村として、早めの検討が必要と考えられるが、計画などされていないのか、お聞きいたします。

その2、現在の戸円校の校庭や今里集落の西部グラウンドの状況や、今後の利用計画について、また、公有財産の貸し付け等についてお聞きいたします。

その3、大和ダムの利用状況で、小規模発電などの活用についてお尋ねいたします。

3番目、公有財産の利用について。

その1、村有地（遊休地）の貸し付けについて、規定等が定められているのか、お聞きいたします。

以上、壇上より質問いたしまして、後は自席にてお伺いいたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。4期目就任の初の議会の中で、このように大勢の傍聴者の皆さんにお越しをいただき、大変ありがとうございます。皆さんのほうにわかりやすく我々も丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。

質問に答える前に、市田議員から4期目就任のお祝いをいただき、本当にありがとうございます。初日の議会でも申し上げましたように、初心を忘れることなく、しっかりとした村政を進めていきたいと思っておりますので、住民の皆さんの御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の農林水産物の地産地消についての1番目の村が行っております地産地消推進のための対策についての御質問にお答えをいたします。

村の地産地消推進対策といたしまして、まず、6月の食育月間にあわせまして、すももフェスタの開催、年末ひらとみ朝市、まほろばやまとウオーキング大会、福祉まつりなどのイベントを活用しまして、地産地消の推進をしているところでございます。すももフェスタにおきましては、特産品販売だけではなく、農作業体験といたしまして、野菜の植付け体験、すもも収穫体験、すももの加工品づくり体験、水産物の地産池消の取り組みとしまして、魚の解体ショーやふるまいを実施しておるところでございます。年末ひらとみ朝市におきましては、農業委員会、まほろば大和漁業集落と連携をしまして、福元大根などの野菜類や水産物の販売、ウオーキング大会などにおきまして、関係課と連携を図り農林水産物や加工品の販売を行い、村内外に地場産農林水産物のPRをしているところであります。

また、大島本島地区農産物地産地消推進協議会では、広域的に地産地消を推進するため、奄美大島本島内の5市町村が情報を共有し、取り組みを行っているところであります。

次に、2番目の村の特産品の給食センターでの活用や収穫体験についての御質問でございますが、給食センターの食材につきましては、県の学校給食会からの納入が主でございますが、地産地消の食育教育のため、まほろば館や農家から野菜や果実、特産品の加工品などを調達し、給食で提供しております。

また、子どもたちの収穫体験でございますが、学校のほうでサトウキビを栽培し、収穫体験やガジャ豆づくりを行ったり、農家さんの御協力のもと、タンカンの収穫体験を実施しております。また、すももジャム作りなども実施しまして、大和村の特産品を活用した教育活動に取り組んでおります。このような取り組みが子どもたちに郷土の食材に親しんでもらうことにつながっていると思っております。

次に、3番目の体験農業によります家庭菜園、一坪農園の推進についての御質問でございます

が、行政といたしましては、農家の所得向上のために各種支援を実施しているところでございますが、これまで、家庭菜園や一坪農園等への支援は行っておりません。しかし、令和2年度に管理をいたしました大和浜思勝地区の県営農地環境整備事業における事業メニューの一環といたしまして、思勝長溝地区への約0.3ヘクタールの耕作放棄地を解消しまして、市民農園として整備をしたところでございます。これは新たに農業をやってみたい村民の方に、気軽に農業を親しんでもらい、村民農園の場におきまして、利用者からの相談や利用者への栽培指導を行いながら、まずは楽しむ農業を推進することを目的としております。

村民農園につきましては、今月1日から21日まで募集を行っており、1区画約50平米で16区画を貸し出す予定にしております。多くの利用者が1カ所の畑で農業を行えば、その場所で高齢者とのふれあいがあり、福祉部局と連携することにより農福連携の推進、また学校農園として活用することで、児童生徒が植え付けから収穫までの一連の作業を通し、農業の楽しさを学び、その収穫物を学校給食に活用することで、地産地消や食育の推進にもつながるものではないかと期待をしているところであります。

次に、2点目の再生エネルギーの地産地消について、2番目の公共施設における太陽パネル設置計画についての御質問でございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、村が自らの事務及び事業に関し率先して地球温暖化対策を実施するための計画として位置付け、大和村地球温暖化防止実施計画を、平成31年2月に策定をしております。各課局に推進員を配置しまして、職員全体で次のような取り組みを行っているところでございます。

まず、電気料の削減といたしまして、役場庁舎の照明設備のLED化、昼食時間の消灯、空調の管理として冷暖房温度の安定的な運転、パソコンの電源を落とすこと、もしくはスリープ状態の活用と合わせ、コピー用紙の削減として両面コピーや裏面コピーの活用など、環境汚染を防止する緑化等の推進として緑のカーテンの活用などであります。またそのほかにも職員の環境保全意識の向上や、実質的取り組みの推進といたしましてクールビズの実施、毎週水曜日の定時退庁の呼びかけの実施や、各課推進員を活用しまして使用電力や公用車の使用燃料の調査による地球温暖化防止計画の推進など、役場事業所として二酸化炭素排出量削減に向けて取り組んでいるところでございます。

また、同計画の第4章の中におきまして、取り組み項目及び取り組み目標がございまして、再生エネルギーの導入推進の中の目標といたしまして、太陽光発電等の導入に努めることとしておりまして、それに伴う目標達成のための取り組みといたしましては、本庁舎や各出先機関における太陽光発電の検討を進めると記載をしているところであります。

今後の状況といたしましては、太陽光発電の設置につきましては、費用が伴うため役場庁舎や各出先機関での活用等も踏まえ、その費用対効果を考慮しながら国の補助事業等の導入も視野に入れながら、十分な検討をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、2番目の公有財産の状況や利用計画、貸し付け等についての御質問でございますが、ま

ず、戸円校につきましては、年間を通じて活用しているものとしまして、旧小学校校舎におきまして、障害者等行き場づくり事業による軽作業等を行っております。また、旧中学校校舎におきましては、アトリエとして利用し、さらに屋外敷地内の倉庫とうにつきましては、育苗小屋として希望者個人に貸し出しを行っております。そのほか一時的な利用といたしまして、工事に係る資材置き場等としての利用などがございます。

今後の利用計画につきましては、具体的には決まっておりますが、障害者等行き場づくり事業におきましては、現在の活動をベースとしまして、農福連携による活動の拡大等を検討しているところでございます。

また、西部グラウンドの状況につきましては、全体面積が8,600平米ございまして、そのうち80平米を携帯電話会社ソフトバンクさんと携帯電話用無線基地局として借用契約を締結した上で占有をしております。そのほか、県、村が発注する工事関係の資材置き場などや現場事務所として、借用等にて使用をしている状況でございます。

今後の利用計画につきましては、現段階では決まっていないところでございますが、限られた公共用地でございますので、今後の村内の情勢にあわせた有効的な公共用地の利用を考慮し、集落の意向等も聞いた上で、村の振興に役立つ計画を立てていければというふうに思っているところでございます。

次に、3番目の大和ダムの利用状況で、小規模発電等の活用についての御質問でございますが、小規模発電の定義といたしましては、世界的には各国で統一されておりませんが、水のエネルギーを利用して水車等を回すことで発電する方法で、おおむね出力1,000キロワット以下を小水力発電と呼んでおります。大和ダムの管理につきましては、河川管理者でございます鹿児島県が行っております。大和ダムは洪水調整、流水の正常な機能の維持等を目的に建設をされておきまして、現時点では小水力発電の整備につきましては、ダム形式や発電量等が課題となっております。小水力発電の導入には至っておりませんということで、県のほうから回答をいただいておりますが、今後は状況を見ながら県との協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の公有財産の利用についての御質問でございますが、大和村公有財産管理規則の中におきまして、必要な事項が定められております。内容といたしましては、公有財産の分類がございまして、行政財産、普通財産、教育財産に分けられ、その分類ごとに取得、処分、管理、使用許可に対する手続きなどの規定がございます。この中で、まず行政財産につきましては、公園、漁港、港湾などを管理する各課などで対応しておきまして、その貸し付けにつきましては使用者の申請に基づき使用許可を出す形を取っており、また普通財産におきましては、村が保有する宅地、山林、原野、雑種地など、一括して総務課にて管理をし、貸し付けに関しましては使用許可ではなく、貸し付けの契約を締結する形で業務を行っております。村が保有する公有財産のうち、農地の解釈についてでございますが、村におきましては基本的に農地は所有しておりません。ただし、例外的にまほろば館隣接地のように、将来的な村の計画のための必要な土地として取得をいたしまし



た農地が数筆ありますが、計画が実施される際には農地転用を行い、活用していくこととしております。そのため、村民に対し貸し付けを行える農地はないところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○1番（市田実孝君）

ただいま村長の丁寧な答弁をいただきありがとうございました。私たち大和村をはじめ、この奄美大島は離島ということで、台風が接近、また来るたびにですね、食料を名瀬なりに買い出しに行けば、もう午前中で、そのスーパー内の食料はない状態が、現在も続いております。青野菜もですね、牛乳もですね、それは皆さん御存知だと思いますが、このことが何十年も繰り返される状態にあります。私たち大和村も一昔前までは、野菜等が豊富にあったような記憶がございます。

産業課長にお伺いしますが、この9月14日に大和村の果樹部会がありまして、参加いたしました。会員がすもも、タンカン農家をはじめ104名か5名の会員だと思いますが、その会計簿の中に、雑収入の中にですね、野菜部会からの返納金、寄附金みたいな感じであったんですよ。それはどうということかなと前会長さんの蔵さんがこちらにいらっしゃいますが、いま大和村にはもう果樹部会はあるけど、野菜部会というのは存在しないということによろしいんですかね、課長。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

野菜部会といいましょうか、村の園芸振興会というのがありまして、以前はハウスインゲンを中心に推奨して、ハウスインゲンを栽培する方とエビスカボチャ等しておったところですが、その生産も量も少なくなってきた、生産者も減ったということで、園芸振興会は解散ということになりました。その残金を、帳簿に残った残金を果樹部会のほうへ入れたんだろうと思います。以上です。

#### ○1番（市田実孝君）

今お聞きしましたが、このように大和村は長年、果樹を中心に行ったせいか、食料、食材の野菜等が、今不足しているような感じを受けます。それで、村長のもですね、公約にも2番目に農林水産業の振興による村の活性化、7番目に安心安全な大和村づくりと公約でおっしゃっていますが、高齢化が進む大和村で、農林水産業の振興をですね、もう60歳以上がおそらく5割の人口を示していると思いますが、その中で農林水産業にかかる農林ですね、畑を1反以上とか2反以上の畑を作って振興を図るとするのは、ちょっと無理があるような気がいたします。

それで、私がここで述べたいのは、家々でですね、1坪でもいい、家庭菜園で野菜とかを推進していくほうが、村民の負担にもならないような地域の活性化があるんじゃないかと思うんですけども、その振興に対してですね、農林水産の、村長のお考えをちょっと聞きたいんですけど。

#### ○村長（伊集院 幼君）

確かにこれからの時代の中では、高齢化社会を迎える中で、農業従事者も減少傾向にあるのは確かでございます。そういう中では、私たちがやはりこれから村が活性化する中では、やっぱり一時産業が一番大事だという位置付けの下で、農林水産の振興、それにはやっぱり使えない農地をどう

生かしていくかという取り組みを合同会社ひらとみで、今、どういう形で農地の生かし方を考えていこうかということでやっているところでございます。

議員の質問にもありますように、一坪農園とかということも、今回新たな取り組みとして始めましたので、いろいろとそういう農業に取り組んでいただける取り組みは、我々も周知を図りながら、少しでも農業に携わっていただこう、そしてその中でも、やはり行政として、今何ができるかということは、やはり合同会社ひらとみを生かしながら、そこでその遊休農地を少なくするという取り組みを重点的に進めていきたいというふうに思っております。

また、このように農業だけじゃなく、水産業についても、やっぱりいろいろ加工施設もできましたので、いろんな体験を通じながら漁業にもいろんな形で我々も取り組んでいただけるような取り組みをしていかなきゃならないというふうに考えておりますので、今後、高齢化社会を迎える中で、行政としての取り組みは、今、待ったなしの状況であるというふうに認識しておりますので、皆さんとしっかり協議を重ねながら、村としてできることを進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

家庭菜園、一坪農園への支援は、基本的には行っていないという答弁をいたしました。実際は農政推進の産業振興課としては、農家の所得向上のためにあらゆる助成制度をしておりますけれども、その関係で家庭菜園、一坪菜園、小規模なものには支援を行っていないということを申し上げましたが、その方がですね、野菜の種を買ったり、苗木を買ったり、肥料助成、肥料を買ったりする場合には、ほかの農家の方と同じような助成制度は申請さえすれば、その体制はできているということでございます。

#### ○1番（市田実孝君）

課長のほうから、その体制はできているということで、お聞きして安心いたしますが、村の活性化、村長のね、安心・安全は大和村づくりとは、ただ防災面で安心とか、もうかる農業だから活性化という考えではなく、この高齢化が一段と進んでいる大和村においてですね、一坪の農園、毎日水をやるとか、思勝の集落でも80歳、90歳の方が毎日畑に出向いてですね、野菜を作っておられる。その姿を見たときにですね、家の中でテレビで個人的に在宅するよりも、外に出てですね、活動するような方向は、健康のためにいいんじゃないかと、私は考えますけども、保健福祉課長はそういったあれは、動きはどうお考えですか。

#### ○保健福祉課長（早川理恵）

議員がおっしゃいましたように、確かに家でテレビをじっと見ているよりはという観点で、私どものところでも、実際、体が元気なうちは、非常に大きな畑を毎日されていたと。しかし、要介護状態になると急に畑に行くこともできないことで、畑を手放して家でテレビなどを見て過ごすしかないといった状況の方が、やっぱりおられるというのを目にいたします。そういった中で、遠くに行かなくてもできる何かということの一つに、やはりその畑、土をいじる、小さな畑でもいいの

で、何かすることがあるというような観点は、非常に大事なことであると思っています。

今、具体的な取り組みというのは、まだ進んでおりませんが、そこは非常に重要なことであるということで、これまでの会議の中においても出ている話題でございます。

そういったことで、今、取り組みといたしましては、まず障害者行き場づくり事業などで、少しずつ農福連携のあり方というのを考えておりますけれども、そういったものが一般の方にも広げて行けるようにということで、何かしらを考えていきたいというふうに思っております。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

先ほどのイベントを通じた地産地消の取り組みということで村長が申し上げましたが、年間を通じた取り組みとして、市田議員も御存知のように、市場集荷業務を平成22年度から実施しております。そういう関係で、集落内、もしくは畑で野菜を作って、高齢の方が市場に出して、なにがしかの収入を得るといのは、少しは健康づくりにつながるのではないかとということで、産業振興課のほうから、高齢の方が畑仕事に行ったら元気度アップポイントがもらえるような提案をしようかなと考えているところでございます。

#### ○1番（市田実孝君）

今からのですね、大和村の農業振興なり、野菜づくりはですね、毎朝味噌汁に入れる具もありますので、必要性がありますので、小さなことから始めていくことが一番肝要じゃないかと、私は思います。今、社会はですね、SDGs持続可能な開発ということですね。世界が17の目標を立てて社会をつくろうともがいておりますが、家庭菜園なり、学校園なりは、昔からあったことですが、そのような流れが、ちょっと今、縮小されているように見受けられますが、学校等ですね、そのような動きを教育長はどのようにお考えですか。

#### ○教育長（農原弘久君）

確かに学校でも、やはり生きる力というのを育てるために、あるいは机の上の勉強だけじゃなくて、そういう農業体験、そういったのは非常に大事かと思っております。それでいうと、大和村では各学校でサトウキビを栽培しております。これは大和村が直川智さんの偉業を受け継ぐという意味でも大事なことだと考えて、まずサトウキビ栽培を進めて、村の産業を学び、そしてそれを収穫して黒砂糖を作って、今年度からですね、落花生を入れてガジャ豆を作ったりとか、そういった活動もしております。また、今里小においては、大棚小と同じように稲作体験を導入しております。また、砂糖、サツマイモ栽培などを行って、自分たちで栽培する喜び、収穫する喜び、そしてそれを試食する、そういった活動を進めております。

#### ○1番（市田実孝君）

教育委員会にお尋ねしますが、大和村のタンカンジュースとか、すももジュースとか、マンゴージュースとか、そういうのを給食の中で使用したような経緯はございますでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長（森永 学君）

教育委員会のほうでも、タンカンジュースを出したりはしたことがございます。また、タンカン

そのものやパッションを農家のほうから購入をいたしまして、それを給食で提供したりもしております。

○1番（市田実孝君）

今、大和村には大棚のまほろば館とかございまして、アイスクリームとか、大和村独特のですね、そういうのも、やっぱり子供たちにですね、給食なりに出して、ああ、大和村はおいしいものがあるんだと、そういった流れも考えてもらいたいと思いますが、検討をお願いしたいんですけど、どうですかね。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

現在、学校のほうでもまほろば館のほうから村の特産品の加工品なども購入しておりますが、その内容を広げてとかいうことなども、今後検討していきたいと思っております。

○1番（市田実孝君）

この食育基本法という、平成17年に施行されて、現在、第4期食育基本計画に移行しているような状態がありますね。それで、やっぱり地域を知るということは、地域の農業を子どもたちも接して、食べていくことが一番重要なことだと、私は考えますので、どうぞ教育委員会のほうでも積極的に取り入れてもらいたいとお願いいたします。

昨日ですね、現地視察で村民農園ということで見させていただいたんですけども、この村民農園のですね、募集で来られた方々は、初めての方々もいらっしゃると思うんですよ。そうしますと、小さな1坪の畑でも、手で耕すことはできません。草をですね、刈るのもちょっと無理かなと思うんですけども、そのような中で、産業課としてですね、クワなり、クワも買えば、やっぱり、5,000円、8,000円するわけですので、農業振興を図る上ではですね、小さなところから、そういう細かいことにもサービスを行ったほうが、私はいんじゃないかと思うんですけども、課長、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今の農機具を無償で提供ということは考えておりませんで、使う方が買われたら、農具の助成がありますので、それを活用して買っていただきたい。また、一つの畑に、普通は一つの畑に所有者は一人なんですけど、全部で16区画ありますので、その方が入ると、必ず誰かがおりまして、同じ時期に同じ作物を作れば、作業も同じ作業になるかと思えます。また、その間に指導もできるかと思えますので、耕運とか、そういったものはひらとみのほうで効率よくできるのではないかと、そういう協力は惜しまないようにしていくつもりでございます。

○1番（市田実孝君）

私のほうに村民の方からですね、庭の、家の庭の管理を、私は、女性の方なんですけれども、家の庭の管理を掃除して、庭木をですね、それを軽トラックで運びたいんだけど、そういったリースをなさるところは、大和村で作れないとか、そういった相談も来ておりますので、そのクワ1本300円とか、役場がお持ちの軽トラックをですね、何時間で3,000円とか、そういった草刈機を1日

借りたら幾らとか、そういったふうな考えとかは持ってはいかれないですか、課長。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課が所有する農機具については、貸し出ししております。クワとかは貸し出したことではないんですが、必要であれば、こちらが使っていない場合は無償で貸したいと思っているところ  
です。

○1番（市田実孝君）

ぜひこの村民農園なり、そういったことを進める先にはですね、各集落の大体、空き地とか、廃  
屋が増えつつありますので、そういった空き地利用等に関わっていく事業だと、私は推察いたしま  
すので、この事業をぜひサービスを、できる限りのサービスを行って、農業振興を図っていただき  
たいと思います。

続きまして、地産地消のエネルギーのあれに移りたいと思います。いろいろですね、このエネル  
ギー対策について、ちょっと調べてみましたら、今問題の原子力エネルギーと、火力によるエネル  
ギーと、ソーラーパネルによるエネルギーの単価を、この間お聞きしましたら、少々前までは、こ  
の原発事故とかない前まではですね、原子力が安いと、そして火力が安いという状況だったみたい  
です。しかし、この頃はですね、このソーラーパネルの質が上がりまして、単価が安いということ  
が分かったものですから、国は強力的にですね、今後20年後に環境庁の官公者のエネルギー対策  
は、パネルとか設置推進をして進もうかというような流れになったような経緯があるみたいで  
すが、近くはですね、県の事業を奄美高校の上にソーラーパネルを設置、今度の事業で設置するよ  
うなことも聞いております。もう既に各自治体でそのような動きがありますけれども、大和村のこの  
事業に対する推進の状況を、改めて聞かせていただきたいと思いますが。

○住民税務課長（池田浩二君）

先ほどの村長の答弁にもありましたように、地球温暖化防止実行計画というのが平成31年に策定  
されており、その中で太陽光発電、そして太陽光パネルの検討を進めますということでありまし  
た。この太陽光発電というのは、非常に自然の力を利用する発電で、ほかの自治体などもですね、  
国の意向に添って、今、進めて検討しているところではあるんですが、まだ、大和村として考えら  
れるのは、役場庁舎とか、あとほかの出先機関の屋上ですね、屋上とか、役場の駐車場の屋根とか  
が考えられるところなんですけど、実際、費用とか、どれぐらいかかるのか、また、初期費用と、  
あとそれに伴う削減量がどれだけあるのかというのがですね、やっぱり専門家の方々に意見を聞き  
ながら、十分やっぱり慎重に進めていかなければいけないと思いますので、また今後については、  
また検討していきたいと思います。

○1番（市田実孝君）

大和ダムを利用した水力発電ですけども、小水力のですね、マイクロな水力発電、大がかりではな  
くてですね、例えば農業用水の水の流れが10センチあれば、モーターシステムとかが、ものすごく  
今、繊細に造られて、7年か8年もすれば回収可能なようなことが、今、うたわれて、自治体では

導入を進めている自治体も、各自治体で見受けられます。そして、環境省の流れで進めているみたいなんですけれども、総務省のほうでは市町村自治体がですね、うちの村なり、町で可能なエネルギーを調査検討する場合は、専門家を呼んで、例えば大和村でどれだけの再生エネルギーが可能があるのか、それを調査するような職員を派遣しますよと、そういったのを聞いております。そういったことで、多分、これは国の施策ですので、進めなければならないことだろうと、私は思いますが、改めてお考えをお願いします。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

ただいま専門家の意見を聞きながら、またそういった方がいらっしゃるということですので、今後、あとですね、私たち住民税務課が主管課ですので、課内でのいろいろ協議、そして上司との協議も踏まえてですね、そういったものが実現できるのかというものをですね、十分な検討をしていきたいと思っております。

#### ○1番（市田実孝君）

今年度の事業ですか、ガバメントクラウドファンディングで福元水辺の周辺の整備を行うとか、計画がなされておりますので、そのような場所にですね、風車の発電機なりを設置したりすれば、やっぱり本村は観光業にも力を入れていく流れですので、景色的にもですね、何もないこの流れを見るよりも、そこに水車とかがあれば、ちょっと、何というんですか、そういった雰囲気づくりもできるんじゃないかと思うんですけども、そういったものを計画に入れてほしいんですけども、どうですかね。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

ガバメントクラウドファンディング、今、福元地区のほうの水生昆虫の再生のためにという形で生計を進めております。その中で、今、議員のほうからございました自然環境に優しいという形で風車ですかね、水車、失礼しました、水車等につきましては、現在、計画のほうには入れていない状況です。ただ今後、やはり環境関係のほうもありますので、そのフォレストのほうですと、やはり特別保護区であったり、第1種であったりしますので、なかなか難しいところもございます。ほかのいろんな建設関係については、そういうものは積極的に取り入れられますように、またいろいろ検討していきたいと思えます。

#### ○1番（市田実孝君）

ぜひですね、そういった意見等も村内からたくさんあると思えますので、そのような計画をなさる場合は聞き入れてもらって、計画に移していただきたいと思えます。

次にですね、村有地の貸し付け等に移りたいと思えますけれども、戸円校西部グラウンド、この戸円校跡地活用検討会設置をしています。これ、戸円校がですね、廃校になる場合の、委員長が副村長で、副委員長が教育長、委員が戸円集落とか、区長さんとか、そういう方で廃校に関する検討会がなされたようなあれがありますが、戸円の方々の意見とか、そのときは出たような経緯はございませんですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

私が当時、教育委員会のほうで主管課でございましたので、答弁をさせていただきます。そのとき、戸円校の廃校の際には、廃校跡地活用検討会を組織し、議員の皆様にお集まりいただきまして、いろいろ協議をしてやっていました。その中で、戸円の方からの意見としましては、学校がなくなってしまうことは寂しいのですけれども、それはもうやむを得ないことですので、ただ、その跡地につきましては、集落の方が、やはり集まっていろいろなことができる場でもあってほしいと。福祉関係で、その頃も障害者の行き場づくり事業もございましたので、ぜひその事業も進めてほしいという意見でございました。そういう形で校庭のほうにおいてはグラウンドゴルフ等ができるような形で、また活用させていただきたいとか、そういうことでございましたので、そのときに福祉ゾーンとして、校舎、小学校校舎、中学校校舎、そしてグラウンド等については、福祉ゾーンとして活用、保健福祉課のほうに移管をしましょうという形になりました。集落のほうにつきましても、保健福祉課のほうにおきましても、そういう形で進めさせていただきたいということでの回答でございました。

○議長（奥田忠廣君）

企画課長、もうちょっと声を大きくしてください。

○1番（市田実孝君）

そのですね、公有財産管理規定等を見ますと、村有地、例えばですね、大和浜地区とか、大柵地区の村有地、西部グラウンドを含めてですね、何らかの形で利用促進を図らなければいけないんだと、私は思うんですけれども、この公有財産をですね、今、貸し付けなりをしている企業なりは、多分、あると思うんですけれども、この管理規則によると、村長が免除すれば使用料なり、取らなくてもいいよというような形がありますが、その免除をなさっているような、今、経緯はありますか。

○総務課長（政村勇二君）

公有財産の貸し付けの件につきましては、現在、普通財産といたしまして、先ほど村長のほうからも答弁がありました。総務課のほうで宅地に関しましては貸し出し等を行っている状況でございます。現在、免除申請に対して免除していることに関しましては、村が発注する工事請負会社における現場事務所等のヤードと申しますか、その敷地を借りたいというところは、現在、免除しているところでございます。そのほか、村の観光振興等、そのほかの借家に関しましては、全て使用料をいただいている状況であります。また減額している団体企業等もあるのが現状でございます。

○1番（市田実孝君）

やっぱり村長、この公有財産のですね、貸し付けに関する事は、国のですね、森友学園、ありましたよね。安倍総理がそういうことで辞退に至った経緯もございますので、この貸し付けの免除等は十分に検討なされてやっていることはあると思うんですけれども、村民にですね、平等に、一番

気にしているところもありますので、そういうのはやっぱり平等に明らかにですね、なさっていただきたいというのがあります。

何らかの形でですね、こういったことも貸し付けに関するあれもある、今後、この村有地を民間に貸し付けして、アパート等、民間のアパート等も計画なさっているように聞きますので、その点は十分村民に分かりやすく説明を今後その都度ですね、していただきたいと思います。課長、もう一度答弁をお願いします。

○総務課長（政村勇二君）

この公有財産における普通財産の借用の取り扱いにつきましてはですね、新たな申請に応じてこちらが貸し付ける場合はもちろん使用料をいただくのが前提でございまして、またこれから空き地におけるアパート建設とか、そういったものを逆に我々がお願いする、企業誘致的な取り扱いになったときの、またどういった支援とか、どういった対策ができるのかというのは、改めてですね、その計画が煮詰まった段階で皆様のほうにきれいに説明周知できるような形は取っていききたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

西部グラウンドのように、今20年近くですかね、草が生えて、あの広大な面積が、やっぱりスキが生えておるのも、何か問題があるんじゃないかと思えます。やっぱりですね、そういった貸し付けするなり、今、地産地消のエネルギーで言いましたソーラーパネルを設置するとか、いろんな面で活用をですね、計画を急いでしていただくように検討をお願いしたいと思えます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、2番、前田清和君に発言を許可します。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります質問の前に、一言、皆様方にお詫びを申し上げたいと存じます。皆様方はじめ、村民の皆様方も御承知のとおり、先日このコロナ感染症対策の中で、私の軽率な行動により、5人以上の会食に出席いたしましたこと、村民の皆様方に不快な思いをさせてしまい、本当に申し訳ございませんでした。今後は議会議員としての自覚をしっかりと持ち、村民の皆様方に信頼していただけるよう努める所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いたします。

それでは、通告してあります1点目、大棚毛陣地区の観光施設整備についてお伺いたします。世界自然遺産登録に認定された今、このコロナ禍にあっても多くの観光客が本村を訪れています。そうした中、大和まほろば館においても観光客でにぎわいが見受けられます。今後、観光客誘致を進める上でも、本村の目玉として大和まほろば館を中心とした毛陣地区の観光施設整備ができない



か、村長の答弁を求めます。

2点目は、空き家・廃屋対策についてお伺いいたします。昨年9月の定例会におきまして、同僚議員からも質問がありました。その際の当局の答弁は、空き家・廃屋対策は重要な課題と認識しておりますが、行政が動く前に、まずは各集落のほうから所有者の方々への働きかけをお願いしたいとのことでした。あれから1年が経ちましたが、具体的に集落としてどのような働きかけをし、どう改善されたのか、村長の答弁を求めます。

空き家・廃屋問題は、防災面、衛生面、何より7月26日に認定された世界自然遺産登録に関する景観までも、生活環境に深刻な影響を及ぼしております。年々増加する空き家・廃屋、どこの自治体でも頭を悩ませております。老朽化した家屋の撤去について、一番の問題点は費用がかかることだと考えられます。今後、対策を進める上で、空き家等除去助成金対策など、検討できないか、村長の答弁を求めます。

3点目は、コロナ感染症対策についてお伺いいたします。昨年発症した新型コロナウイルス感染症は、本年もいまだ収束が収まらない中、本村においては鹿児島県、全国的に見てもワクチン接種が早期に行われたことは、大変喜ばしいことであります。今後、本村においてほぼワクチン接種が進んだ中、今、全国的に10代未満の感染者が増えつつあります。今後、10代未満の感染者が発症した場合の教育現場、特に学校の対策などはどのようにお考えなのか。村長、教育長の答弁を求めます。

次に、コロナウイルスに感染しているのかと判断とされるPCR検査は、本村は無料で実施されているわけですが、その際、大和診療所にかかる診察代はどのようにされているのか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きいたしまして、自席より再度質問させていただきます。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1件目の大棚毛陣地区における観光施設整備についての御質問でございますが、議員の質問にもありますように、奄美が世界自然遺産に登録をされ、観光客の来村が期待をされるところであります。その中で、観光客が外貨を落とすための仕組みとしまして、まほろば館周辺の整備が必要であるというふうに持っております。これまでに大和まほろば館を中心とした将来的な観光拠点施設整備やアマミノクロウサギなどの施設などについての構想を立てたところでもございます。本村におきましては、大型公共整備事業などを順次進めているところございまして、役場本庁舎改新改修工事に続き、現在はアマミノクロウサギ研究飼育施設整備に着手をしているところでございます。アマミノクロウサギ研究飼育施設におきましては、令和元年度から事業が開始をされ、令和6年4月の開園をめざし事業を進めております。総事業費といたしまして、約6億円、建物建設におきましては、令和4年と5年度の2カ年で約5億3,000万の事業費見込んでいるところでもございます。毛陣地区における観光拠点施設整備におきましても、応分の建設事業費の負担が予想される

中、財政的な面から二つの大型公共事業を同時進行することは困難であるというふうに考えておきまして、このようなことから、アミノクロウサギ研究飼育施設整備に着手後におきまして、道の駅の計画に着手できるように、財政面も考慮しながら準備を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の空き家・廃屋対策についての御質問でございますが、大和村の空き家につきましては、大島地区消防組合の火災予防条例に基づく令和2年度の調査におきまして、160件の空き家に対しまして廃屋と判断された物件が64件でありました。しかし、調査において、人が住んでいなくても定期的に所有者等が訪れていることが確認できた物件は対象外としていることから、ほとんど潰れてしまった物件は、空き家としてカウントしないとされていることもありまして、64件以上の数があると考えているところでございます。

質問にありましたように、各集落における廃屋があり、防犯や台風時に不安であるとの声が聞かれております。廃屋につきましては、これまでも御質問を受けておりますが、村としての進め方は危険性の高い廃屋につきましては、集落におきまして家屋の所有者へ連絡をしていただき、解体撤去を依頼していただくものだというふうに認識をしております。しかし、所有者が遠隔地等で対応が難しい場合等におきましては、集落が責任を持って解体しなければならないことも想定されますが、その場合には各集落におきましても撤去費用等が課題になっているように聞いております。そのことから、廃屋の所有者から同意を受けて取り壊しを行う集落を対象に、助成事業を実施できるように助成金を今年度の当初予算に計上させていただいております。要綱案につきましても、事務嘱託員会でも御説明をさせていただいたところでもございます。

しかしながら、要綱をまとめる中におきまして、問題点といたしまして、本来、所有者及びその親族関係者が、所有者の責任において解体撤去しなければならないものを、対応できないことから集落が対応し、それに対して一部費用の助成をしているものでございます。それにより、廃屋を取り壊した後に、所有者本人や親族がその跡地を利用しまして、利用するなど、または売却するなど、廃屋が解体されたことによる利益を得ることがあった場合、助成金の返還を求めなければならないなどの課題が出てまいりましたので、現在におきましては、要綱案を練り直しまして精査を行っているところでございます。助成につきましては、十分な検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

次に、3点目のコロナ感染症対策についての御質問でございますが、1番目の教育現場の対策につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきまして、このPCR検査における大和診療所での対応につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

大和診療所におきまして実施しておりますコロナウイルス関連の検査につきましては、PCR検査、抗原検査の2種類がございまして、これまでに検査総数といたしまして88名の検査を実施しております。また、1回当たりの検査代といたしましては、1回当たりの検査代といたしましては、PCR検査が1万9,500円、抗原検査におきましては7,440円となっております。

この検査代の取り扱いといたしましては、濃厚接触者として保健所からの検査依頼があった場合や、発熱等の症状があり、医師が必要と判断した場合におきましては、行政検査として検査代は全額公費負担となっております。また、検査に付随してかかる初診料や再診料につきましては、一旦は保険適用として窓口で自己負担が生じますが、上限4,000円の費用助成を設けておりますので、実質はほとんどの方が自己負担なしとなっているところがございます。さらに早期対応による感染拡大を防ぐために、行政検査対象外となった方でも、一定の条件を満たす方につきましては、大和診療所及び県立大島病院におきまして、上限2万8,000円の費用補助で検査を受けることができるようになっております。そのほか、症状等もなく、単に本人が検査を希望した場合につきましては、検査代及び初診料等は全額自己負担という取り扱いになっております。

以上、私のほうからはお答えを申し上げましたが、あとは関連の御質問等により自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○教育長（農原弘久君）

それでは、私のほうから感染者が発生した場合の教育現場の対策につきましてお答えいたします。

大和村教育委員会では、国や県の指針を基に大和村の実情を踏まえた対策マニュアルを設定し、それに基づいた対策を講じるよう各学校に周知してあります。本村の児童生徒や教職員が感染した際は、まず感染者は出席停止、または出勤停止になります。国や県の指針では濃厚接触者が学級内に複数いる場合は学級閉鎖となり、その学級閉鎖が複数の場合は臨時休業となりますが、大和村の場合、どの学校も小規模校で、学年、学級が同じ階の隣り同士で学習などを共にしており、濃厚接触者が多数発生すると想定されます。ですので、大和村では学校で感染者発生の場合は臨時休業とします。目安は5日から7日間です。その間に学校や保健所等と相談することになりますが、濃厚接触者に関しましては、2週間ほど出席停止となります。また、例を上げますと、中学校で発生すると中学校は臨時休業ですが、各小学校は平常どおりです。ただし、兄・姉が中学校に在籍している児童は、兄・姉とともに自宅待機とします。小学校で発生すると、その小学校は臨時休業ですが、ほかの学校は平常どおりです。ただし、弟・妹がその小学校に在籍している中学生は、弟・妹とともに自宅待機となります。学校では臨時休業期間中に必要な箇所の消毒など後、拡大感染防止策を講じて学校再開とすることとしてあります。また、国や県の指針で、家族に体調不調の者がいたら、児童生徒も登校を控えるとありますが、その家族が病院で診察を受けて、コロナと関係なしであれば、児童生徒が元気な場合、登校してもよいと各学校にて統一してあります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席のほうから答弁させていただきます。

#### ○2番（前田清和君）

村長より答弁いただきましたが、担当課の課長のほうにちょっとお伺いしたいんですが、まほろば館の年間利用者数なんですが、ここ令和元年、そして去年、コロナが発生した令和2年、そして

今年令和3年の半年分でも結構です。村民、村外、また特に観光客が多いと思うんですけど、どれぐらいの方がまほろば館を年間利用されているのか分かれば、教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（郁島武正君）

ただいまの御質問ですが、今、利用者数の資料を持ち合わせておりませんので、あともって提出したいと思います。

○2番（前田清和君）

それでは、今年、去年からのコロナ禍で、今年も鹿児島県も緊急事態、蔓延防止ですか、それで8月の中頃から公共施設のまほろば館もずっと閉めています。ここひと月、公共施設が使えないということでやっているんですけど、その期間でも観光客はたくさん来られていました。アイスクリームを食べたいのに閉まっているというのが分かりつつ、結局観光客というのは来て、そこら辺で、販売機でジュース飲んだり、休憩される姿を見たんですよ。そのときに、まほろば館というのは、木の木材、休憩所、県道側には東屋が1棟建っていると思うんです。ただ、結局観光客が来ても、数人であれば東屋であったり、まほろば館の加工場と販売所との間のところで休憩されるんですけど、特に蔓延防止の前、7月とかでしたら、もう駐車場がいっぱいになって、休憩するところもないと。せめてあのときに、東屋がもう1棟、駐車場の横にあったりとか、例えばですよ、せっかく来た観光客に、何かそういうサービスというか、せっかく目の前に海があつて、休憩しているのに、何かそういうところで休憩してもらうよりは、ちょっとしたそういう休憩施設が、僕はできないのかなと思っているんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

まほろば館につきましては、令和3年度で2回ほど休館ということで、その間、前田議員がおっしゃるように、私も休館中に観光客が立ち寄っているのを見かけたりしました。開いていて観光客がにぎわっているのが一番いいんですが、休館中に来られて、向こうでいられても、缶ジュースぐらいしか飲めないということで、周辺の観光客が休めるような施設の整備につきましては、村長の答弁があったように、道の駅整備構想を具体化する中で、その辺の整備も含めて検討していくことになろうかと思っています。現段階では考えてないところでございます。

○2番（前田清和君）

村長の答弁にありましたけど、僕が言っているのは、この道の駅構想はアマミノクロウサギが5年ぐらいかかると、そこに同時に大きな事業が二つもできない、それはもう前回の本会議場でもよく分かりました。それであれば、アマミノクロウサギ飼育館を先にしてもらって、道の駅はそのあとでもという思いがあったんですけど、今回僕が言っている、その施設整備というのは、休憩場所の東屋であったり、子どもたちが遊べる、そこにありますような遊技場、ちっちゃな公園でいいんですよ、公園とか。そして、大棚毛陣地区にあるその体験農園を今されていますけど、せめてあその半分ぐらいを、例えばですよ、グラウンドゴルフ場に設置をして、こちらに来られる観光客が、子どもからお年寄りまでがまほろば館を中心として、食べながらグラウンドゴルフもでき、子ども

たちはそこでゆっくり遊んだりもできる。そして休憩もできるという、そういう施設ができないかなということで、今回質問させていただきました。

そんな道の駅みたいな大きなのじゃなくて、年に1回のすももフェスタありますよね、そのときに体験農園とかされるんですけど、その体験農園も通して、そこに公園的な子どもたちが遊べる場所、そして大人が遊べるようなグラウンドゴルフ場。やはりこの、大和はグラウンドゴルフ場というのが、実際、正直、村民からもよく聞くんですけど、やっぱりちょっと距離が遠いと、やっぱり車で15分上って、行って帰って来て、大会とかで使われるのはもちろんいいと思うんですけど、それだけでなく、普段から村民、また郷友会とか、そういう方々が毛陣地区でそういう何か楽しみができないかなという施設整備ができないかなと思っての質問なんですけど、今後、コロナ禍が落ち着いてきてね、多分今、全国的にも減少傾向にもあるんじゃないかなと、今後また、秋から冬にかけてどういう状況になるかわかりませんが、観光客が増えてきたときに、それに対応できるような東屋だったり、そういう公園施設だったり、そういうのを整備ができないかなということでさせたいんですけど、検討していただきたいと思います。すぐすぐには言いませんけど、観光客が増えてきてから、ああ、こういうのを造らなアカンとかじゃなくて、やっぱり観光客が増えてくるのを前提に、当局としてもそういう毛陣地区でゆっくり遊べるような、そういう整備をしていただきたいと思うんですけど、検討していただけないでしょうか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

まほろば館周辺の実証農園等も活用して、体験農業とか、そういったものにつきましては、こちらでも進めていきたいと思っておりますが、ただし、グラウンドゴルフ場とか遊具広場的なものは、あの場所が農地であり農地転用も必要、まして農振地域の農用地区域であるためにその除外とかも必要ですので、その手続き等が3、4カ月かかる。それはその道の駅の整備構想に合わせた形で行っていくことを考えているところです。また、今現在、東屋の設置も考えてないというところですが、あのあたりがどのように整備されるか、まだ建物の配置とかも、規模も決まっておきませんので、今整備しても、一度取り壊す可能性もなきにしもあらずということで、現在の状況でどうにかできないかとは、今思っているところです。

#### ○2番（前田清和君）

担当課の課長からも、その農地法があるということで、グラウンドゴルフは難しいということは聞かせていただきました。それがその中心じゃなく毛陣地区の端っことか、外れているところであれば、それは可能なのかなという返事もいただいたと思うんですよ。今、担当課長の話だと、結局はその法律、農地法にかかるということで、検討はしたいけど、それは実現するのが何か難しいというような返答だったんですけど、難しい難しいでずっと先送りしていくと、結局は何も進まないと思うんですよね。行政も職員も大変だとは思いますが、その難しいところを何とかクリアしてですね、やっぱり前に進んでいかないと、観光客はどんどん増えてきて、大和村にそのときに外貨を落としてくれるんですよ、収入減の少ない、本当に財源不足、少ない大和村にとって、観光客とい

うのは大きな財源の一つになると思うんですよね。そのためには大変な中だとは思いますが、ぜひ前向きな検討をしていただきたいなというふうに思います。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

あの地区の端っことなというような話もございましたが、農振地域の農用地区域というのは、原則除外、転用というのはできない、農地法ではですね、できないことになっておりまして、グラウンドゴルフ場は難しいではなくて、できないというふうにこっちでは考えております。道の駅を造るには、それが直売所の充実なりで農業振興につながるという形で、こちらはもって行って除外をしようと考えております。そのときには、今、毛陣の実証の上にある中心部はそれさえもできない。端っこだからそれが可能ということで、隣接地をした経緯がございますけれども、今、東屋とか、そういうのはしないじゃなくて、将来の計画があるから、今、待っているという状況でございます。

#### ○2番（前田清和君）

それでは次、2点目の空き家・廃屋についてお伺いします。この空き家・廃屋はここ何年も各自治体、特に本村においても大変大きな問題になっているというふうに思います。前回、9月の定例議会でも同僚議員からもありましたように、これは行政がまずするのではなく、集落のほうからお願いをして、その地権者、地主としていただきたいと。村長の話もあるように、やはり行政として、その廃屋を壊すのは、本来であればその当事者が費用を出してやるのが、僕も当然だと思っています。当然ですけど、それができないもんだから、この廃屋というのはどんどんどんどん増えていっているのではないかなと思っているんですよ。もしお金があって、集落に迷惑かけていると思えば、お金がある人だったら取り壊しますよ。取り壊さない現実というのは、お金がやっぱり100万や100万、何十万とか、100万円とかかかるから、できないのが本心だと思います。そこにあえて行政はその後の登記であったり、いろんな地権者との絡みがあるから、行政当局としては、そこはあまり進んではいけない。取り組みにはちょっと一歩引いている感じがしてならないわけですよ。であれば、もう本当に困っている人、取り壊したいけどお金がない。であれば助成、助成事業というのを作れないかなというふうに思うんです。この5市町村でこの問題は、問題あるみたいなことを聞きました。それで今、奄美市で危険空き家除去助成金、不良度、危険度、周囲への影響が高い危険な空き家を解体する場合、予算の範囲によって助成金を交付しております。奄美市ですね、上限50万円、それは申請して、奄美市は50万じゃない、除去工事費の3分の1、上限30万円。そして瀬戸内町、瀬戸内町も老朽化した空き家の適正管理の条例に基づいて申請をしたら、限度額50万円出しているんですよ。宇検村は今、委員会によって検討中ですという返事でした。龍郷町は助成事業の前に空き家バンクというのを作っているんですね。空き家を貸したい人、そして内地から来られたIターンの方々は、その空き家を利用したい人、だから、貸したい人と利用したい人をマッチングさせて、そこで空き家バンクというのを作って、今それは行政がその間に入ってやられているんですよ。本村は、空き家対策に対しては、村独自で空き家改修をして、少しでもその空き家をな

くそうという努力は見えるんです。ただ見えるけど、それを行政の事業でやるよりは、例えばこういう龍郷町がやっている貸したい人と借りたい人の間に行政が入っている。そこでうまく話をしたら、民間同士で空き家解消というのも一つつながっていくなど、大変いいシステムでやられているなというふうに思いました。

ですので、村長、大和村は新築助成金100万円、住宅リフォーム上限50万、そういうところにはすごい助成しているんですよ。ただ、出遅れているのがこの空き家改修なんですよ、一番。何でその新しく家を造ったり、リフォームする人には話するんだけど、本当にこの景観を一番悪くしている空き家に対してのこの助成金というのが、この5市町村でもこれだけ遅れるのかなと、本来であれば、村長であれば、何でもいこう、まずやるよというのが、いつもの村長の思いだなと思ってたんですけど、なかなかこの空き家に対しては進まないなというのが現状で、何とか、50万も、30万とも言いません。先ほど言いましたように、地主とのあとその絡みとかもありますから、当局として、なかなか難しい部分もあると思うんですけど、この辺はしっかりと決まりを作ってですね、やはり今後世界遺産になったときに、観光客が増えてきますときに、やっぱり県道から見える空き家というのは、やっぱり何か、ちょっと恥ずかしいなという部分もありますし、それ以上に、やっぱり大島は台風とかで災害が多いところですよ。その廃屋の隣りに住んでいる方々は、常に物が飛んで来ないかなとか、台風で家が壊れないかなとか、そういう心配をしながら毎日通っていると思うんですよ。その方々のためにも、しっかりとその空き家に対しては強い何か、規定じゃないですけど、そういうのをもって、何とかしていただきたいというふうに思います。いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃることは分かります。助成金を上げれば、それはできないこともありません。私が先ほど答弁をいたしました、やっぱり間に入ってもらうのが集落であって、集落が持ち主とうまくマッチングしながら、その仲介に村が入って助成金をやれる制度を作ろうということで、我々も今年度からスタートしたわけでございますけれども、やはり後の財産の使い方によっては、あまりにも助成金を出して、あと土地の売買とかになっていくと、結局はお手伝いしたのに、その土地が売買でもうほかの人にわたっていくとか、いろんなことが考えられるから、今、内容について、ちょっと検討させてくださいということで、今、私たちはその要綱なりを今検証をしているところでございます。私たちもこの廃屋については、なにがしかの手段をやらないといけないということで、議員の皆さんからもこれまで数度となく御意見を賜っております。住宅改修は、その人が済んでいる家が住みやすくなっていく。新築住宅は大和村に住んでもらうという、長く私たち村内に住んでもらう手だてとしては、私は後々、本当に大きな村に対する貢献があるものだという認識で、今、新築住宅助成金、住宅の改修助成金を進めているわけでございます。ですから、廃屋については、皆さんともう一回、議員の皆さんからも御意見を賜りながら、どういう制度のほうが、しっかりあとあと、その廃屋をなくすことも大事、そしてあとあとの土地のあり方について、やはり何か決まり事をしないといかんのかなというのが、今、庁内で話していることでございますので、我々と

しても、助成をしないということではないと。ですから、空き家バンクみたいにお互いが中に入るというのは、集落と持ち主の間に村が入って、どういう形の助成制度がいいのかなということ、今検討しようとしていることでございます。

その中でも上限はやはり、処分費も今結構かかるものですから、やっぱり50万を上限額にしようということで決めたんですけど、ちょっと要綱の内容を十分に、ちょっともう一回、内容を検討させていただいて、また、議員の皆さんにもちょっと相談をさせていただいてから、どういう方向性があるのかということ、またこれから早急にまた取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

## ○2番（前田清和君）

ぜひ村長、よろしく願いいたします。

それでは、3番目のコロナ感染対策についてですが、本当に本村は65歳以上の方々が4月に始まって、もう8月には16歳から高齢者まで80何パーと聞いています。また、8月には12歳から15歳の中学生も何人か打たれたということで、ほぼ早い段階で本村ができたこと、それは本当に大変ありがたいなということに思っています。でも最近、またこの今のワクチン状況を聞くと、何かやっぱり2回じゃ抗体量が落ちるということで、2回ワクチンを打った8カ月後には3回目の接種が始まるのかな。国では8カ月後をめどに、大和村においては来年年明けをめどに、また3回目のワクチンが始まるのかなというふうに思う所でございます。

先ほど教育長から学校の、もし感染者が出た場合の対策について、きめ細かく御説明いただいて誠にありがとうございます。こういうのをしっかりと村内じゃないですけど、学校、保護者、そういう方々に文書で配付とかされていますかね。

## ○教育長（農原弘久君）

先ほどお答えしましたように、文書、マニュアルというのを作ってありまして、各学校、それから学校からは保護者にまたわかりやすくするようにと、こちらでひな形を作って配付してあります。

## ○2番（前田清和君）

本当に今、10代未満ですか、コロナウイルスの中でデルタ株とかミュー株、10代未満の子どもたちが、この前のニュースで見ても東京の感染者の約10割は、1割は200人おれば20人は10代未満の小学生保育所生がかかっているということを聞いたときに、本村において8月の末に最後コロナ感染者が出たきり、このひと月間、ほぼ感染者もゼロの状態、奄美市、本島においても、鹿児島県においても徐々に感染者が減ってきているなというのを感じているところです。これから、またでも、時期も秋から冬に変わって、いつまた第6波、第7波、本当に去年からずっと言ってますけど、いつどこでどうなるかわかりません。子どもを預かる教育立場として、今後とも子どもたちの健康面、そういう部分に気を使っていたらいいというふうに思います。

それでですね、学校も、公共施設もそうなんですけど、奄美本島が警戒レベル5ということで、



公共施設が全く使えてないんですよね。これは教育委員会事務局長にも聞いたんですけども、それは首長さん同士で、奄美5の場合は公共施設を控えましょうということで、今、村の体育館も使えていません。クラブ活動、スポーツ少年団も全くできないんですよね。これはでも、その奄美市5市町村の首長で決まっているんですけど、この宇検村はつい先日、9月の13日に村民であれば、村民だけであれば2時間以内、利用できるという、そういう条件でホームページで出ました。大和村はここひと月弱、感染者がない中で、子どもたちというのは運動会の練習したり、特にスポーツ少年団ですね、の方々が全く体育館とか、スポーツ施設が使えないと、何でという声が多く出てきているんですよね。僕としても、学校で体育館とか使っているのに、何でその村の体育館、公共施設だから使えないというのは理解したいんですけど、それはだから、向こうに出てない村民であれば、例えば1時間だったりとか、2時間だったり、村民に限ってとか、そういうやっぱり、せっかく今、伸び成長のある子どもたちが、ひと月も家で運動できてない、そういう状況を見たときに、これは教育委員もそうですけど、首長の判断で、村長の判断で村民に限って、例えば公共施設1時間なら1時間、2時間だったら2時間、使えるというのをできないですかね、何か。

#### ○総務課長（政村勇二君）

奄美本島内における警戒レベルの件なんですけれども、確かに五つの自治体の首長さん、お集まりいただきまして、警戒レベルを1から5まで、関係部署、関係担当課長も集まった上で決められた内容でございます。先ほど前田議員のほうから、宇検村が9月13日から、村民を限定に許可しているということに対して、まずは私自身も驚きを覚えたところでありまして、どうしてやはりそうした警戒レベルを5にして公共施設を閉じなければならないのかという意味合いはですね、島内において、やはり入っている人はないですけど、入込客があることに対して感染者が増えていっていると。その入れ込みの感染者が増えることによって、誰がどこに行った場合にとかいう、ある程度規制を作らないと、この感染拡大は防げないであろうという基準の下で警戒レベルが策定されたものでございまして、そこに対しての、やはり前田議員がおっしゃる子どもたちの育成に関して、そういった基準でやっていくべきじゃないかというお話であります。やはり一番は村内における感染拡大の防止を考えた上で、やはり可能性として村民限定とかということであれば、宇検村がそういった村民だけでやっている、今度、大和村のほうやっていると、多分、奄美大島本島内における統一がとれなくなってくると思います。そういった中では、今しばらく御理解をいただいでですね、まずは安全確保を十分徹底した上で、やっていきたいということがございますので、改めてまたその宇検村の件につきましてはですね、対策本部の事務局である奄美市を通してですね、確認をした上で、またまずは安全対策を徹底したいということをしていければというふうに思っております。

#### ○2番（前田清和君）

総務課長、わかるんですけど、今日の新聞、見られましたか。21日に三儀山で高校のバドミントン大会が開催されていたんですよ。今日の新聞に乗っていたんです。三儀山体育館というのは、

公共施設ですよ。ですよ。高校生は奄美市が許可したということですかね、あれは、でしたら、と思うんですよ。だから、その5市町村で、そう決め事をしているんですけど、例えばまほろば館、加工場、動いていますよ。あれも公共施設じゃないですか。だから、明確な公共施設、ここは使っているのに、何でその体育館は使えない、まほろば館は加工しているよと、でもその体育館は使ったらだめよと、防災センター、学童、防災センター、今やっていますよね。防災センターも公共施設じゃないんですか、そしたら。そういうちぐはぐなことをしているんで、村民からいろんな声が出るんですよ。あつちがいいのに、こっちは、スポーツはだめって。僕はおかしいと思うんですね。そういうことを言われるか、村民からいろんな不平不満の、特に若い保護者から言われるんじゃないですか。それをしっかりやってから、だったら僕ら、守りますよ。全員が公共施設、本当に使っていないだったら。そこはしっかりしていただきたいというお願い。30日までですかね、一応。

それでは最後にPCR検査、診察代についてお伺いします。今年度、補正でこのPCR検査もさっそく組んでありました。9月の補正でPCR検査助成、行政検査140万、そしてPCR検査助成、行政検査分40万、PCR検査は2万8,000円かかるということで、50名に対しての140万の予算でしょう。PCR検査助成、これはその診察代上限4,000円の50名に対しての40万の助成ということで理解してよろしいですか。

#### ○保健福祉課長（早川理恵）

そのとおりでございます。

#### ○2番（前田清和君）

村長からも、そのPCR検査については答弁いただきましたが、実は、先ほど濃厚接触者、あれは保健所から、この方々は濃厚接触者ですよということでPCR検査、そしてその保健所から来た方々の診察代というのはかからないということと聞きました。それと、保健所からは連絡はありませんけど、先ほど言ったように、自主的に朝の体調が悪いという方が他に対しては、村はPCR検査、2万8,000円の検査代は無料だと。ただ自主的に診療所に来られた方には、この間まで診察代をいただいていたということで、自主的に来た人には診察代を取って、保健所から感染者、また濃厚接触者といわれる方々からは診察代をまだ取ってなかったというのは、事実ですか。

#### ○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

実質、現在まで濃厚接触者としてPCR検査を実施した人が24名います。濃厚接触者の方からの診療代、まあ言えば、初診料とか再診料、トリアージ加算料、検体摂取料、人によっては1割負担の方が680円、3割負担の方が2,030円になりますね。そういう形で、実質自己負担としては、その金額が上がってきます。濃厚接触者の方は、その動線を決める形で、診療所の中に入れないという形を取っています。車で来たらドライブスルー形式、医師とか看護師が行って、一般の方とは接触しないという形で実施しています。その都合上、請求がそのときできないんですよ。後日請求するという形で、その方たちには連絡をして、今現在、診療所のほうに来てもらって支払いをしていた

だいています。その自己負担の診療料の取り扱いとしてはそうやって、一般で来た方は濃厚接触者とは違う形を取ります。その人たちは一般に来て、有熱外来とって、別室で診療します。その方たちは、その日で支払われる方と、その日できない人もいます。その日できない人には後日また請求をして、支払いに来てもらっています。要するに、濃厚接触者に対しても、そのほかの行政検査をした方に対しても、一律同じ料金で請求をしているという形になっています。1回、診療所で支払ってもらって、そこに診療所が発行した領収証、それと診療明細を持って行って、保健福祉課のほうで還付をしていただくという形を現在取っています。

○2番（前田清和君）

ちょっとなかなか1回聞いただけじゃわからないですけど、事務局長、この40万というのが診察代ですよ。PCR検査助成250万というのは、これはPCR検査代の1人当たり2万8,000円に対しての助成が、この250万ですよ。この40万と組んであるのが診察代、PCR検査を受けた、濃厚接触者、一般の方々、全部ひっくるめての助成ということで理解していいんですよ。

○保健福祉課長（早川理恵）

その40万につきましては、内訳につきましては4,000掛ける50名の2回分というような計算になるかと思いますが、それにつきましては、行政検査の対象となった方々は、原則的には全額公費負担ということなんです。一旦、初診料であったり、検査以外にかかるものについては、一旦お支払いを窓口でいただく形を取っていることになりますので、一旦は自己負担が発生しますが、その補助によって還付がなされるために、結果的に全額公費負担ということになります。対象としましては、あくまでも行政検査の対象となった方のみということでございます。

○2番（前田清和君）

最後になりますけど、なかなか素人では、診察代、検査代とか、口頭で言っても、僕らでもやっぱりなかなか理解しにくいので、また時間があるときでも結構ですから、診療所でPCR検査を受ける際の費用、そして診察代、どういうふうな形でされるのかというのを、一つの村民にですね、少しでもわかりやすく書いていただいて、できたら村民に全戸配布でもしていただけるように検討していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、前田清和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

13時30分より開会をいたします。

-----○-----  
休憩 午後 0時00分  
再開 午後 1時30分  
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、勝山浩平君に発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。本日は傍聴にお越しいただいて、大変ありがとうございます。質問の前に伊集院村長へ、4期目の御就任誠におめでとうでございます。村民が主役、小さくとも光り輝き続ける村づくりへ向け、今後の御活躍と御健勝を御祈念いたします。

質問に移ります。

まず、住宅が不足している集落への住宅整備の推進について。

村長の選挙公約にもあり、これまで今年度当たり民間企業と連携した住宅確保の取り組みを示せると思うと答弁をされておりますが、その施策構想はどのような内容であるのか。また、現在までの進捗状況はどのようになっているのか。

今年度、住宅の整備計画を立て住宅確保に努めると答弁をされておりますが、計画の内容はどのようなものになったのか。策定された住宅の整備計画に基づき、最新ではどの集落に何棟整備をしていく予定なのか、伺います。

次に、奄美漁協、漁業となっておりますかね、もしかしたら、漁協となっておりますかね、漁協です、正しくは、申し訳ありません。奄美漁協大和支所の正組合員過半数が反対している国立公園ヒエン浜沖での海砂採取の中止について。

昨年、県に提出をした意見書の中で、海砂採取による環境の因果関係や新たに採取可能な海域の調査実施の取り組みを要望しておりますが、その結果はどのようなものであったのか。また、その結果と対応を踏まえ、今後、村としてどのような取り組みを行っていくのか。奄美漁協に対し、状況を監視しながら、要請を継続していくと答弁をされておりますが、どのような要請を行っていくのか。賛成、反対それぞれの立場の意見を聞いた上で、村として意見書にまとめた。漁業者の意見をしっかりと聞き取り詰めていきたいと答弁をされておりますが、どのような意見があり、今年度の鹿児島県に提出をした意見書には、どのような内容を盛り込んだのか、伺います。

次に、交付金を支給している大和まほろば漁業集落の活動で現認をされた事件の隠蔽疑惑の解明について。

村は漁業集落の事務処理等が適切に行われるように監督をする立場にあり、奄美漁協と漁業集落、役場の三者が納得するような結果になるよう努めたいと答弁をされましたが、これまでどのような取り組みを行ったのか。また、これからどのような取り組みを行っていくのか、伺います。

次に、村の歴史、文化、伝統芸能等を伝承していくために、歴史民俗資料館の整備に向けた取り組みについて。

奄美群島成長戦略の実現に向け、本村が取り組む施策に文化の拠点プロジェクトとして、歴史民俗資料館の建設が計画をされているが、今後の展開はどのようになっているか。令和6年度からの

10年計画となる次の奄美群島成長戦略において、歴史民俗資料館の建設をどのような位置付けにしていくのか。早期建設へ向け準備を進めていくための組織の設立が必要ではないのか。

以上、壇上からとします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。午後からも多くの傍聴者の皆さんに、改めてお礼を申し上げます。我々当局といたしましても、しっかりわかりやすく答弁をさせていただきたいというふうに思います。また、答弁の前に、勝山議員から4期目就任のお祝いありがとうございます。我々も村民の期待に応えられるようにしっかり頑張っていきたいと思いますので、議員の皆さんの御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の住宅が不足しております集落への住宅整備の推進についての御質問の中で、1番目の民間企業との連携した政策構想と進捗状況につきましては、本村に集合住宅型の民間賃貸住宅の整備誘致を行うという構想でございます。現在は自治体と連携をしました住宅整備実績をもちます企業に対しまして、どのような連携内容、条件であれば集合住宅型民間賃貸住宅空白地域である本村に、企業として賃貸住宅を整備し、管理運営を行ってもらえるのか、情報収集を実施しまして、条件面等の精査を行っているところでございます。また、皆さんのほうには追って中間報告などもさせていただければというふうに考えているところでございます。

次に、2番目の住宅計画と3番目の最新の整備予定につきましては、関連がございますので、合わせて答弁をさせていただきます。

まず、住宅計画の編成にあたりましては、現在、村が管理する住宅における現状を踏まえまして、住宅管理につきましては総務課を主に住宅建設担当の建設課や高齢者対策における保健福祉課のほか、企画観光課など関係する部署と連携した村全体の住居確保における協議を行っているところでございます。この関連になりますけれども、住宅確保を図る一つの対策といたしまして、前回の議会におきましても、役場職員の新築助成につきまして村民同様の形で対応できる旨の議決をいただいたところでございます。村の住居確保における現状でございますが、令和3年度の当初における世帯数が850世帯でございます。これは大和の園の入所者42名の42世帯をカウントされた戸数でございます。実質的には808世帯が各家に居住していることとなります。そのうち、現在村が管理する住宅は、公営住宅、定住促進住宅を合わせまして190戸ございまして、そのうち8戸が単身世帯用の住宅となっており、現在、187戸が入居中であります。村全体の居住に関する住宅の割合は23.14%と、奄美本島内の他の自治体と比較いたしましても、その率は高いものとなっているところでございます。こういった状況を踏まえまして、村の住宅整備計画につきましては、村全体の有効な住居確保を図るための根拠といたしまして、10年前と比較した各集落ごとの人口や世帯数の動向を記載した計画の内容となっており、最新の整備計画におきましては、今年度、大和集落に単身世帯用定住促進住宅を1棟2戸、大和浜集落に借上げ定住促進住宅世帯向けを1棟1戸を計画いたしま

して業務を進めているところでございます。来年度以降に関しましても、名音集落に借上げ定住促進住宅と、先ほど答弁をいたしました民間住宅の誘致を、用地の確保ができるところへ優先いたしまして計画をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の国立公園ヒエン浜の海砂採取の中止についての御質問の中で、1番目の調査実施の取り組みの要望に伴い、村としてどのような取り組みをしているかとの御質問でございますが、私ども意見書を求められた副申書に記載した件に対しまして、県は最終跡地の分布状況及び地形の変動を把握するため、定期的に採取海域の海景の調査を実施しており、前回は平成29年度に実施され、今回は令和6年度に実施予定とのことであります。

許認可の際の奄美漁協と十分協議を行ってほしいとの村の意見に対しましては、海砂採取の許認可にあたっては、海砂採取業者が申請の際に添付しております漁協の同意書により、採取業者と漁協との間で協議があったものとして進めているということでございます。また、賦存量調査につきましては、基本的に採取業者が行うものであるとのことであります。その回答結果を踏まえて、村といたしましては、今後は鹿児島県、奄美漁協だけでなく、採取業者に対しましても採取地の分散化等について要望を行っていくように考えております。

次に、2番目の奄美漁協に対し要望を継続しながらやっていくということで、どのような要望を行っているかのことについての御質問でございますが、前回は奄美漁協からは海砂採取の保障費の収入がなければ、漁協の経営が困難なため、今すぐ海砂採取を中止することは困難であるが、今後は組合員の水揚げで運営が成り立つよう、奄美漁協として経営努力をしていくとの説明を受けたところであります。

村側からは海砂採取の中止が難しいのであれば、採取地を分散化するなど、奄美漁協組合員が平等になるようにしていただきたいと要望をしたところでもございます。今後も採取地の分散化並びに採取量の削減に、我々としても要望を継続して努めていきたいというふうに思っております。

3番目の賛成、反対、それぞれの立場の意見を聞いて、今年度の意見書に内容を盛り込みたいという御質問でございますが、私たちもこの戸円沖の海砂に関する一般質問は、これまで幾度となく議員の皆さんから御質問を受けたところでもございます。大変深刻な問題であるとの認識はしているところでもございまして、慎重に対応すべき問題だというふうに考えております。今年度の件への副申書におきましては、奄美漁協の共同漁業権域内での採取地の分散化や、許可決定の際には奄美漁協と十分協議を行うよう、新たに盛り込んだところでもございます。戸円沖海砂採集に関する賛成、反対、それぞれの立場の意見聴取はまだ実施はしておりませんが、村といたしましては海砂採取が中止となることで漁協の経営が成り立たなくなり、大和支所組合員が今よりも不利益をこうむらないか、また公共事業には欠かせない建設骨材である海砂につきましては、公共事業の発注者である行政が採取を中止することに対する関係機関への影響等を考えますと、最善の方策は採取地の分散化ではないかというふうに考えているところでございます。今後も奄美漁協に対しまして、粘り強く採取量の削減並びに採取地の分散化について要望を行ってまいりたいと考えて

いるところでもございます。

次に、3点目の漁業集落活動における現認された件について、現在、海上保安部のほうで調査をしているということで報告を受けているところでもございます。そのため、この場で詳細な答弁につきましては控えさせていただきたいというふうに思います。ただ、漁協、漁業集落、役場の三者が納得するような結果というのは、私どもの考えにおきましては漁協と漁業集落が話し合いをされて、その結果、両社が納得すれば、村のほうもそれに準ずることになるのかなというふうに思っております。

御質問の件につきましては、役場が指導監督する事務処理の範疇ではないと考えますが、両者だけの話し合いがなかなか持ちにくいようでございますので、役場のほうで間に入りまして、立会人という形で両者を話し合わせることはできないか、検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、4点目の歴史民俗資料館の整備についての御質問でございますが、質問の1番目から3番目の御質問につきましては、関連がございますのでまとめて答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、大和村の文化財におきましては、個人での保管しているもののほか、教育委員会や奄美博物館で保管をしております。歴史民俗資料館につきましては、議員の御質問にもありますとおり、現在、奄美群島成長戦略ビジョンで文化の拠点プロジェクトと位置付けておりますが、費用などを考慮しますと、新たな施設建設は慎重な判断が必要であるというふうに考えております。一方、村の歴史や文化を伝承していくことは大切なことでもありますので、今後の課題ではあります。専門的知識のある人材配置を考えていく必要があると認識をしているところでございます。その上で、施設のあり方や情報発信など、検討していかなければならないというふうに思っております。そうしたことを踏まえまして、令和6年度からの奄美群島成長戦略におきましては、歴史民俗伝承施設をどのような位置付けにするか、判断をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○6番（勝山浩平君）

住宅から伺いますね。人口減少、人口維持ですね、本村の大きな課題だと思いますけれども、人口維持対策を図っていく上で、仕事と住宅、住宅の整備は急いで行わなければいけないと考えますが、いかがですか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

住宅の整備に関しましては、やはり議員がおっしゃるとおり、その住まい、まずは村内の住まい、そして仕事に関してもですね、やはり生活する上では必要なことかと思われま。ただ、その住宅整備に関しましても、村直営で今まで公営住宅といたしまして住宅建設した経緯がございま

す。その中では、やはり所得の制限等とかにおいて入居制限があることもございまして、それから今現在は定住促進住宅といひまして、借上げ、新築もそうなんですけど、借上げ、そして買い取り等をした住宅整備も、今進めている状況でございまして、そういった住宅の改修に関しましては、費用もかかります。そういったことを踏まえてですね、これからの計画の中では有効な住宅確保、住居確保を図る上では、やはり民間企業等のアパート建設等も考えていかなければならないと思っ  
ているところでございまして、先ほど村長のほうでも答弁がございましたが、村の各世帯における村営住宅全てですね、入居が23パーセント余りだということ、奄美大島の本島内における近隣市町村の自治体の動向を見ますと、一番龍郷町が町営の住宅が9パーセントない状態でございます。と言いますのも、やはり龍郷町におかれましては、民間住宅等も多く建設されているという認識もございまして、そういったまた新たな方法でですね、また住まいの住居の確保等も、今後進めていかなければならないというふうにご考えております。

**○6番（勝山浩平君）**

わかる範囲でよろしいので、ここ数年で本村に移住したいという問い合わせが何件あって、対応できなかったのが何件あったのか、わかりますか。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

申し訳ございません。移住に関する情報のデータはちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほど報告させていただきます。

**○総務課長（政村勇二君）**

今年度に入ってではございますが、現在、住宅募集の期間を5月に1度、7戸戸数で入居が3戸ございました。7月に残りの4戸の戸数の募集をかけて1戸の入居がございまして、現在9月に3戸、入居を現在募集をかけている状況ではあるんですが、今年度に入ってですね、2件、その申請期間を過ぎて申し込みというか、問い合わせがあったのが2件ございまして、その際にはですね、やはりこちらが入居募集をかけるときにですね、ぜひ申請をしていただきたいということで、回答を申し上げたところでもございます。

**○6番（勝山浩平君）**

質問をちょっと変えますけど、これまでに村外からの移住希望者が住宅の相談があって、対応できなかったことがありますか、ありませんか。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

移住の相談がありまして、やはり企画観光課のほうとしては一般住宅のほうについて管理をしている部分がございますので、空き家や空き住宅ですね。それで公営住宅のほうの空き住宅のほうを紹介をさせていただいています。その際、どうしても公営住宅の空きがない場合には、どうしても対応できないこととなりますので、その際については、その移住希望者の方に連絡先をお伺いして、また公営住宅に空きが生じた際には、また連絡をさせていただくような対応をさせていただいております。



○6番（勝山浩平君）

同僚議員にも相談あると思いますけど、その事例が結構あるんですよ。移住したいけど、住宅の相談に来たら、総務課長がさっきおっしゃいましたけど、家は空いているけど募集期間じゃないから、募集しだしてからまた来てくださいというような、今対応をされていると思いますけど、そうなった場合に、その相談に来た方はもうほかに行ってしまうんですよ、本当は大和村に住みたいんですけど。ですから、提案したいのは空いている住宅があった。相談があったらその都度また公募をするといった、柔軟な対応を図っていかないと、大和村が住みたい、好きで来たいのに家がなくて帰されて、ほかに行ってしまうというような場合もあるんですよ、あり得るんですよ。ですから、こういった柔軟な対応を今後取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

これまで移住・定住も含めてですね、そのほか島内、奄美大島本島内の方、近隣市町村の方でも、入居できないかという話がありました。それは確かに入居募集を終わったあとでの問い合わせもあったのも事実でございます。そういった中で、こちらといたしましても、やはりその都度、入居させるといいますのも、やはりまた周知の方法として、実際、ほかの別の方が入りたかったのにとか、いろいろあとから、自分は聞いてなかった、知らされてなかったということを防ぐためにもですね、以前までは、入居募集期間を約2週間設けておりましたが、今回の9月、今月からですね、募集期間を設けている中では、約1月間、来月の19日までの募集期間を、その募集期間を広げるような形で、また今募集を行っている状況でございますので、そういった募集期間以外での入居の要望があった際に、即というのもまた、いろんな周知をする意味で、また平等性にも欠けるということもございますので、今回はまた募集期間を延長、これまでのやり方と延ばした形で対応を図っているところでございますので、そういったところで周知、また入居募集等も図っていききたいというふうに考えています。

○6番（勝山浩平君）

ちょっと食い違いがあるかもしれませんが、移住をしたい方が住宅の相談に来たときに、平等性を保つために、そのときにまた募集をかけるということでしょうか、それはやってみたらどうですかということです。問い合わせがあって、住みたいというのがあった場合に、今までは、今募集期間じゃないから、次の募集のときに相談に来てくださいねという対応をされている。ですけど、これからは住みたいという希望があったときに、その都度、村内に広報して、平等に広報して、また募集を始める。そういった柔軟な対応が人口減少対策に取り組むという大きな課題があるんですから、必要ではないですかということです。

○総務課長（政村勇二君）

今回の募集において、また空き住宅、募集、全部埋まらなかった場合にはですね、そのときに、今議員がおっしゃるように、新たにまた問い合わせがあったときにはですね、早急な対応が図れるように募集を平等にかけていきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

民間のアパート計画ですね、村有地を無償で提供してアパートを、島内企業のノウハウは実績を持っているとおっしゃいましたけど、この企業の誘致を図りたいということでしたが、用地の確保はできているのか、どの集落に予定をしているのか伺います。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在の民間の事業者の方から、いろいろな情報をお伺いしている状況ではございます。ノウハウを持った事業者の方から、実際、どういう形でなると、どういう条件であると民間アパート等を建設ができるかという形での情報の提供をいただいております。現在、住宅用地につきましては、どうしてもかなり大きな賃貸住宅になりますので、広い面積が必要になってまいります。それで、どうしても村が持っておりますそれだけ広い場所となりますと、大和浜の埋立地、大瀬の埋立地が候補に上がっております。

○6番（勝山浩平君）

民間のそういった力をいただきながら、住宅の確保をですね、早目に進めていただきたいと思いますけど、今協議中の村の住宅、各集落への住宅建設整備の計画において、空き家改修等で住宅を確保していく予定、定住促進住宅か空き家改修で行っていく予定ですが、年間に何棟ほどの整備を目指していますか。

○総務課長（政村勇二君）

現在ですね、先ほど村長の答弁がありましたけど、令和3年度と令和4年度の計画が決定しております。その定住促進住宅の確保に関しましては、やはりその持ち主、地権者の方とのやりとりもございまして、今決定している段階では、今年度の大和浜集落と来年度の名音集落が決定している状況でございますが、その都度、今、事務嘱託員、もしくは村民のほうからも、そういった情報があつた際には、こちらのほうでも検討していくところではございますが、やはり、その建物、土地も含めてですね、建物自体が一番は財産の問題がございまして、一番は生存されている方の持ち主であれば一番契約はしやすいところであるんですが、そのあとは親族等におけるトラブルの兼ね合い等も考慮しながらですね、そういった御相談があつた場合には、随時検討していかなければならないというふうに思っておりますが、現在のところは3年度の大和浜と4年度の名音は構想の段階で計画しているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

報道では、村長が答えている内容に、年間1棟をめどにということがありましたけど、今、大和村は大変注目されて、人気がある自治体になってきているんですが、本当に相談、同僚議員も受け入れるでしょうし、集落の区長さんも受けていると思います。そういった中で、需要と供給、住みたいという方が結構いるのに、人口減少対策が大きな課題。でも家が足りないから住めない。ですから、需要に対応して人口を維持していくためにも、なるべく早い、年間に1棟と言わずですね、予算、当然財源が要りますけれども、空き家とかをなるべく集落の協力等をいただいて2棟、3棟ぐ

らい整備をしていかないと追いつかない、今、それほどの大和村の注目度があると思いますが、スピードを上げて整備を図っていくべきではありませんか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、これはもう重要な課題というふうに、我々もとらえています。そういう中で、私が先ほど答弁申し上げましたように、住宅の用地がまずあるかないかということ、我々もまだ詳細に模索はしておりません。先ほど民間誘致は埋立地を、公共用地を確保した大和浜と大瀬のほうにありますけれども、そこに集中するのではなく、ほかの集落にも用地が確保できるのかどうかということも、我々も見ながらですね、今の確定しているのは来年度の名音の借上げ住宅までは決まっておりますけれども、定住はまだ決めておりません。定住も単身住宅もどうかして土地が確保できる場所に、優先的にしていきたいというふうに考えておりますので、そこら辺はまた皆さんに相談をさせながら取り組んでいきたいというふうに思います。

#### ○6番（勝山浩平君）

また、特に集落、用地とか、住宅がない集落は、今まで以上に村に協力を、当然だと思うので、集落のほうの協力もいただきながら用地を確保して、早い住宅整備を行っていただきたいと思っています。

ヒエン浜海砂採取について伺いますが、一番気になったというか、7月26日に世界自然遺産に登録をされて、登録をされて、その晩、多くの方が島民喜んだと思いますが、次の日の朝早く、ヒエン浜の沖で海砂採取が行われておりました。私はそれを見て、やっぱりショックだったんですけども、鹿児島県の許可を得ていますから、そこはどうしてもありませんが、一番残念なのはですね、やはり漁業者の意見が大事ということ、これまでも当局はおっしゃっていますが、去年、一般質問した際にも漁業者の意見を聞くという答弁がありました。議事録にも載っています。漁業者の正組合員というのは、誰でもなれるものではなくて、議会の同僚でも4人、正組合員がおりますけれども、年間に90日以上、漁業に従事しなければいけない。そのうち90日のうち60日間は海に出て漁をしないといけない。水揚げもある程度の額はしないといけない条件をクリアして正組合員になっているんですね。ですから、正組合員の意見を、3月の質問に対して、今年行っていないという答弁がありましたけれども、漁業者の意見をとりまとめて、県に副申書、意見書を出したいという答弁がありました。今回、その意見書を出す前に、そのような意見を聞く場がなかったとありましたけれども、開かれなかった原因とかはありますか、理由が。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

担当課長としてお詫び申し上げたいと思いますが、私なりがその場を設定する、しなければいけない立場であったわけですが、両者の意見を聞く、同時に聞くという場は設定しませんでした。しかし、会議という形ではございませんが、最初、反対に対する意見というのは、十分こちらも聞いておりますので、その辺を意見書には書いて、何とか分散化を真剣に考えてくれないかというような方向で副申書には書いたつもりでございます。

○6番（勝山浩平君）

去年の副申書、意見書とは若干内容を加えてという答弁がありましたけど、確認のため、今年の意見書等には新たにどのようなことを盛り込みましたか。

○産業振興課長（郁島武正君）

従来、これまでの副申書には、数行程度の副申書という形で異議はありませんということでしたが、令和元年度あたりからいろいろ加えております。特に令和3年の副申書には、2年度に加えまして、村といたしましても、奄美漁協と協議を行い、共同漁業圏域内での採取地の分散化等について要望し、奄美漁協からは年次的に採取量を削減するなど、健全な漁協運営に努めていきたいと回答を得ています。鹿児島県におかれましても、許可の際にはあまみ漁協と十分協議を行った上で決定をされますよう求めます。また、引き続き採取海域の地形調査の実施、海砂採取による環境への影響調査などの取り組みも行っていただくよう要望いたしますというのを盛り込んだところでございます。

○6番（勝山浩平君）

奄美漁協の経営状況の心配をされておりますけれども、漁協の経営というのは、奄美漁協の役員が考えていけばいい問題であって、大和村としては大和村の漁業者がどういった意向であるのか、思いであるのか、そこを尊重するべきだと思うんですが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

奄美漁協本所のほうへ出向いたときに、漁協の組合長さんなり、参事さんなりと話したときに、やっぱり漁協というのは、これまでの議会でも答弁がございましたが、本来であれば組合員の売り上げで、水揚げで、その手数料で運営していくのが筋だと、でもそれができないから、海砂の補償費は今頼りであると。今すぐ採取をやめることはできないということでした。その奄美漁協自体の運営に、その補償費が加わっているのであれば、その奄美漁協大和支所の正組合員でありますので、その辺まで影響がこれまで以上に不利益を被らないかというのは、経営自体は奄美漁協が考えるべきかもしれないですけれども、行政としてはそれは考えたところでございます。

○6番（勝山浩平君）

運営を維持をしていくために、水揚げを頑張らないといけない。水揚げを頑張るために海砂がじやまになっているんですよ、大和村の漁師は。今、この間、イセエビ漁が解禁になって、ヒエン浜とか、西浜、嶺山の下付近ですね、そこにイセエビ漁に行くんですよ。海砂利船が砂を取ったあとは、ライトを照らしますから、濁って見えませんよ。危険でもあるし、魚も見えない。イセエビも探せない。大和村の漁業者が言っているのは、漁をするために水揚げを頑張るから、砂を止めてくれ。水産資源も相当影響を受けていますよ。カニいない、大物を釣るムロアジいない、アカウルメいない、昔はあれだけ豊かな海だったのに。ヒエン浜の砂は海岸は影響はないとか答えますけど、見てくださいよ。砂浜が砂利浜になっていますよ。なだらかな砂浜がえぐれて、急勾配の砂利浜になっていますよ。鹿児島県は調査していない。業者は砂の量の調査もしていない。あまり無責任じ

やないですか。大和村として、そういった海岸、海的环境評価の調査、環境アセスメントか、賦存量の調査をやるように強く県と業者に申し入れるべきではありませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

これまで村としては、県への副申書と奄美漁協への直接出向いての要望、要請活動等を行ったわけですが、県への回答とかを見た場合、こちらが思っていた分と違って、これは採取業者にするべきだという事案もありましたので、今後は採取地の分散もしかり、賦存量調査についてもしかり、採取業者が行うべきものと県は言っておりますので、漁協、県だけではなく、採取業者に対しましても要望なりをしていきたいと考えているところです。

○6番（勝山浩平君）

今年はもう県に意見書を出してしまったので、もうどうしようもないかもしれませんが、来年度、例えば業者が、海砂業者が同意書をもらいに来たときに、その前に本村の漁業者の意見を聞いて、その意見を尊重をして副申書を提出をしてもらいたい。いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

県のほうに、この件は勝山議員とも何度もこの場で話したんですが、いくら村が大和支所の正組合員半数が反対しているから、許可を出さないでくれと村が副申書に出しても、県のほうでは決定権はないと、今回も新たに確認しましたが、決定権はない。判断材料とする、判断材料というのがあいまいで、じゃ、その判断材料とするものであって、その許可を許認可の際にイエスカノーかの判断、判断材料とするということだけは確認しましたので、その判断材料がどの辺までなるのかはわからないところですが、これは中には、副申書の中には取り入れてもいいかなと思っています。

○6番（勝山浩平君）

本村の漁業の正組合員が、大体去年30名、今年27名で、3分の2の方が反対しているんですね。ですから、賛成の方もいますよ。賛成、反対、漁業者みんな意見を聞いて、過半数ですからね、多いほうの方の意見をやっぱり尊重して、副申書を出してもらいたいと思います。

課長の答弁を待っていたんですけど、大和村が反対しますという副申書を出しても、特に判断材料は大きな影響はないということでありましたが、でしたらなおさら、漁業者の意向をくみ取って、せめて大和村だけでも、大和村の漁業者の半分以上が反対しているんだったら、村としては同意できませんよという意思表示をするべきじゃないですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃることはわからんでもないわけでありましてけれども、我々行政としては、やはり漁協が合併して奄美漁協がある以上は、それに我々としては、やっぱり判断の材料になっていくということでありまして、私どもはこの議場で何度も答弁させていただきましたけれども、行政としては、やはり採取量を減らしていきながら分散していくほうが、やっぱり我々としては今できることじゃないかということでありまして、私たちとしては、やはり、県もただ許可を出すだけで、判断材料は採取業者に任せているとかいう返事がまた返って来たわけですので、我々として

は、しっかりその今後の採取のあり方について、しっかり我々は鹿児島県、そして採取業者、そして奄美漁協に対して、やはり何らかの動きをしてくれということは申し上げて、少なからず今年度の採取は減っている状況でございますので、我々はそれを分散していくのが、我々として今できることじゃないかというふうに思っていますので、その取り組みはさせていただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

村長、本当にこれまで以上に県、業者に対して強い要望というか、実状を伝えていただいて、せめて採取地の分散ですね、それが実現に至るようにお願いをいたします。

また、漁業者との意見交換会の開催について、この海砂問題に関してですね、ぜひ行っていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

勝山議員に反問権ということで許可を願いたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。反問どうぞ。

○産業振興課長（郁島武正君）

それでは、この件に関しては、何度も質問がありましたので、私としても確認したいということがありまして、勝山議員は以前から戸円沖海砂採取反対との意思表示をされておりました、質問もしております。議員が戸円沖海砂採取反対とおっしゃることは、こちらも十分理解しておりますし、直接漁業者からも聞いておりますので、また議員自身も、何度も聞き取り調査を行っておりますので、こちらも真剣にいろいろ調べて答弁をしてきているつもりであります。戸円沖海砂採取を差し止めた場合、村長の答弁でもありましたが、奄美漁協や奄美漁大和支所への影響、また、海砂採取業者、生コン業者、建設業者、公共事業の発注者である村、その辺を含めた影響が、どのようになるかまで考えて、海砂採取反対と言っているのが1点。

もう1点お願いします。勝山議員は、我々は今回、採取地の分散化ということで進めていきたいということで、勝山議員も採取地を分散加には賛成だと思えます。しかし、勝山議員は海砂採取が漁業被害、観光被害、自然環境破壊、あらゆる方面から採取反対と明言をされてきております。そうなった場合、採取地が戸円からほかの箇所に移った場合に、今度はその場所で戸円と同じような問題が生じることが予想されますが、そのことに対してお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

まず影響ですね、中止によることによる影響、おかしいことをおっしゃるなど思ったんですけど、建設業者の砂がないとか、あとなんでしたけ、漁協の運営とか、それは大和村が考えることですか。村長のスローガンは村民が主役ですよ。この問題は、大和村漁業者が主役じゃないですか。生コン業者のことを心配するんですか。まず考えらばいかんのは、大和村の漁業者が困っていること。その彼らの思いをくみ取ることが村民の主役の村政じゃないですか。

もう1点、ほかの地域で採取地が変わって、龍郷町や笠利で取るかもしれません。それについては、今、大和村のヒエン浜沖で反対している方でも、それについては持ち回りで取るのがいいだろうという意見もありますけど、私は個人的にはどこで取るのでも反対です。おかしいのは、大島本島の砂事業者が、まあね、5市町村の会社が、どこかが本村で取るのはいいですよ。沖永良部からまで来て、ここで取っているんですよ。沖永良部の漁業者は取らせないから。私はどこで取るのでも反対です。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

1点目の件に関しましては、勝山議員は関係業者、その辺のことは考える必要はないということでしたが、行政としてはやっぱりそこまで考えて、動かなければならないということですので、もちろん、そこで漁業者の意見を踏みにじっているわけではございませんし、それも尊重しつつほかの業者のことも考えたときに、最大の最善の方策は分散化しかないかと考えたところでございます。

2点目につきましては、我々としては、海砂は建設骨材でもありますので必要だろう、確かにこの自治体、どこの集落でも自分の目の前で砂を取られるのはいやだと思いますけれども、それを今、4カ所で大島近海取っていますが、その4カ所で分散化するのではなくて、新たな取ってもないようなところで分散化していただきたいという気持ちで、今後は進めていきたいという考えでございます。

#### ○6番（勝山浩平君）

行政としていろんな配慮が必要だというのであれば、分散化が最善だと思いますので、分散化について、来年度以降、前進をするようにですね、でもその前に、やはり漁業者の意見をしっかり聞いてもらいたいので、そういった場を設けてもらいたいんですが、来年、県に副申書を提出する前に、どうですか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

私も職員も残り少なくなりましたので、お約束したいと思います。居る間にですね。

#### ○6番（勝山浩平君）

何と言ったらいいか、あれですけど、漁業者にとってありがたい置き土産をしてもらえたらうれしいですね。ちょっと、反問権いただいて、時間配分狂ってしまいまして、でもありがとうございました。

次、漁業集落の活動でわかった事件が、隠蔽されたんじゃないかという疑惑を、今構成員が、まだ持っているんですね。前回も申しあげましたが、こういった質問は、個人的には本当はやりたくないんですけど、構成員が漁協、奄美漁協とかに相談に行っても、相手にされてもらえない。これ、漁業集落の活動は、国・県、村からもお金をいただいて行っておりますが、全体380万、そのうち190万ほど、元年度は村からお金をいただいて活動しております。ベースは水産庁の交付金、交付金要綱には地元の市町村が重要な立場、漁業集落の活動、事務等について全

一般的に指導・監督しなければいけない。監督しなければいけないというのはお認めになっていますよね。といったのを念頭においてですね、また答弁をいただきたいと思うんですが、村長から、これ6月もやらせていただいて、やはり奄美漁協の問題ですから、大和支所の漁業組合員と奄美漁協としっかり話すことが大事ですよという助言をいただきました。私たちもそう思っていましたけれども、それができないので、間に入ってもらいたいというお願いをさせてもらったんですけど、もう一度考え直して、構成員5名ほどと漁協の総会に行きました。漁協の総会です。その中で、総会の議長も奄美漁協の組合長も、大和村の漁協の問題だから大和村で話し合ったほうがいいよというような、同じく助言をしてくれましたけど、大和の代表者はお前たちと話す必要はない、とりつくしまもないんです。だから、もう一度、やりたくない質問をさせてもらっているんです。前回の答弁で、役場が間に入って奄美漁協と漁業集落と納得がいくような場面を作るとありましたけど、3カ月経っても何もないので、どうなったのかなと。これからどうするのかなと。思っている質問ですが。

○産業振興課長（郁島武正君）

この件に関しましても、私のほうでその場を段取りはしておりません、今のところですね。しかし、これまでその関係者と話している中で、総会とか、公の場になると、もうどちらも譲らない形で意見の言い合いになって、冷静な話し合いができないというのがこちらでもわかりましたので、村長の答弁にもございましたが、担当課長なりが間に入って、できれば少人数で、できれば代表1対1で話し合わせる立会人として、役場の担当課長が中に入って話し合わせる。大勢の話し合いはかえって収集がつかなくなり、遺恨を残す結果になるんじゃないかと思っておりますので、そうならないためにも少人数で冷静に話す場を、置き土産じゃないですけど、作りたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

村長の答弁の中に、海上保安庁が捜査中とありましたけれども、これは事実ですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そのように聞いております。

○6番（勝山浩平君）

代表1対1とかで話し合えばということでありましたけど、せめてその現場で見た方、5人います。その方も踏まえてやってもらいたい。総会とかでは、臨時総会ではなくて、せめて1対1とかいうと、言い忘れとか、事実の食い違いがあるでしょうから、5人对5人ぐらいでですね、行ってもらいたい。その結果は構成員にしっかりと知らせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

私としてはできれば1対1、その1回で終わらなければ何回でもする、してもいいかなと思っております。それで、お互い納得すれば両者に話していけばいいことですし、なるべく人数は少なくしてやりたいという思いが強いです。



○6番（勝山浩平君）

おかしいなと感じている構成員が、大体半分以上いるんですよ。そんなややこしい話じゃないんですよ。大きく3点です。この間も言いましたけど、令和元年度の漁業集落の役員会で、道義的責任で代表は降りましたが、法的責任について何も話し合いがなかった。議事録確認しましたが、ありません。二つ目、元年度の事業で令和2年度の総会でこういったのがありましたよと報告も全くなかった。三つ目、一番これが納得いかない。交付金から奄美漁協に事務費で36万か9万でしたかね、年間払って、事務は奄美漁協が執り行っているんですね。漁業集落に役員会で全くその法的責任等の追及の話し合いの場がないから、現場を見た3人4人が、この日報、漁業日報、活動日報と、役員会の会議録を出してくれと事務をお願いをしたときに、事務は出せないと言ったんです。ずっとそれがこの間の3月、今年の3月の総会の前まで続きました。令和2年度は役員が変わりました。新しい役員がついた。代表も変わった。令和2年度去年、代表が、漁業集落の代表が書類を出してくれと言っても、出せない。漁業集落の代表が書類を出せと言ったら、普通出しませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

この質問は、以前も答えたわけですが、漁業集落の活動の活動計画に沿って漁業集落は活動した、その帳簿等については、役場でも漁協でもなく漁業集落でございますので、それはおかしいと、自分に相談があったときも、あとの写真は出してくれというふうに指示したことがあります。

○6番（勝山浩平君）

その3点目ですね、書類を出してくれと言ったのに、何で出さなかったのか。電話で確認したら、1回目は出すと言われてた。2回目はわからない。3回目は漁協の理事会で決まったから。そこら辺の事実を解明したいんですね。ですから、近いうちに課長はあれですけど、3月退職と聞いて寂しい思いがいっぱいなんですけど、年内にこういった場を設けていただいて、お互いが村の漁業の振興のために取り組んでいけるような環境を作っていただきたいんですけど、確認です。近々やってもらえますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

お約束したいと思います。

○6番（勝山浩平君）

ありがとうございます。じゃ、4点目ですね、歴史民俗資料館、これまで同僚議員等に対して準備を進めていくために、専門職、学芸員の配置を行うという答弁がありましたが、どのようになっていますか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

確か、歴史民俗資料館そのような建物を造る場合、文化財の整理、確かな情報発信などが必要になっていくと思います。ただし、学芸員配置というのも費用がかかる、人権費用がかかるということですので、今現在、すぐすぐの配置は難しいのではないかと考えています。

○6番（勝山浩平君）

申し訳ないんですけど、

○議長（奥田忠廣君）

残り3分。

○6番（勝山浩平君）

予算委員会の、先ほどの漁業の問題でもありましたけど、話し合いをするけどできなかった。これ、学芸員の配置ですね、今年、予算委員会で同僚議員が質疑しているんです。今年度中に学芸員の配置をすると答弁されいるんですけど、予算委員会で、今年の。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

それは学芸員を配置するのではなく、学芸員の配置を検討するという事ではないかと、こちらでは受け取っております。

○6番（勝山浩平君）

じゃ、その資料等の保管とか、今も分散している本村の文化財ですね、しっかり大切にしていかなければいけませんし、歴史を調べて行くというのは時間がかかると思いますので、なるべく早く専門職の学芸員を配置をしてですね、歴史民俗資料館の整備に備えた準備をするための組織も含めて検討してもらいたい、早急に進めてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

ある程度、検討材料、そこで討論できる材料などが揃えば、検討委員会の配置など、設置など検討していかなければいけないと考えてはおります。ただ、今現在、その検討委員会に諮るだけの材料をまとめることも、今できていない状況でございまして、今後、職員の中でも少しでも情報収集を図っていきたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

局長がおっしゃいましたように、その準備もできていない、本村の役場職員も結構仕事、手一杯で取り組めない。ですから、専門職の配置を早目に行って、その準備、いろんな資料収集等を行う必要があるのではないかとということです。早めの配置を今一度考えていただけませんか。

○議長（奥田忠廣君）

よろしいですか。

○6番（勝山浩平君）

答えもらってから。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

あとはまた人事に関する事でありますので、今後、役場の中で検討されていくものと考えております。

○6番（勝山浩平君）

村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

これまでもそういう検討という言葉で返事をさせていただいておりますけれども、議員の質問にもありましたように、職員の我々も配置を早くしたいというふうに考えておりますが、なかなか体制づくりがちょっと滞っている状況にあります。正に、この資料整理も早くしなければならぬということで、教育委員会から我々も当局に要請が来ておりますので、そこら辺は早めに、どういう形で今後進めていくかを検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

次に、5番、藏 正君の発言を許可します。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。傍聴に来てくださりまして、ありがとうございます。一般質問を申し上げる前に、一言御挨拶申し上げます。大和村政始まって以来と言われております4期目の村長就任、誠におめでとうございます。これからの大和村は、自然遺産登録と合わせまして宮古崎トンネルの開通など、大和村の環境もこれから大きく変化していきます。新しい時代への対応とチャレンジの両面に、これまでの経験と積み上げてきた人材ネットワークで、伊集院村長にしかできない村政運営に、村民は大きな期待を寄せております。持ち前のフットワークで村民の期待に応えていただきますよう、邁進していかれますように御祈念申し上げます。我々議会もこれまで以上に村民の声をどしどしと届けて行きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問を申し上げます。

はじめに、住宅整備について伺います。本村では、人口減少対策として、定住促進を目的にさまざまな施策を行っていますが、大和村に住みたいという要望に対して住宅が足りない状況が続いているように思えてなりません。所信表明演説の中で、定住促進住宅の整備推進がうたわれ、その中で村が保有する用地への民間アパート誘致を促進しますと書かれていますが、それは個人や法人が所有する敷地内に賃貸住宅を建設する場合にも支援ができるととらえてもよいのか。そうであれば、どのような支援策があるのか。村有地の提供でなく、別の支援策を講じることで民間アパートの建設意欲向上につながると思いますが、村長の答弁を求めます。

次に、福元地区の携帯電話エリア拡大について伺います。以前から、福元地区の携帯電話のエリア拡大について進言していますが、事業者への働きかけの経過と、どんな結果であったのか、伺います。

福元地区においては、auがエリア拡大を続けておりますが、そのアンテナ設置工事に携わる方に、ドコモはエリアが点在になっていますよということを聞きましたら、民間と行政から要望があれば動くはずですよと言われてきました。そんなに簡単な話ではないとは思いますが、調べてみる価値はあると思います。これまでの経過も踏まえて、集落まるごと体験協議会あたりとも連携して要望活動を行ってみてはいかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

最後に、クロウサギ飼育展示施設について伺います。総予算6億と先ほどおっしゃっていましたが、そういった予算で建設が計画されているクロウサギ飼育展示施設ですが、完成後の維持管理費についても多額の運営費用が見込まれると思います。将来にわたって運営継続可能な収支計画が練られているのか伺います。

建設に向けた検討委員会の構成員は、どのようなメンバーなのか。入場料金と見合ったサービスについて、集客のプロと言われるような専門家の意見が反映されるような組織になっているのか。また、また行きたいと思わせるプログラムが構築されて、リピーターは確保できるようになっているのか。現状では村民から不安の声が出て来ています。村民が安心してわくわくするような計画を示すべきだと思いますが、いかがですか。村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁ののち自席から再質問いたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、藏議員の御質問にお答えいたします。その前に藏議員から4期目就任のお祝い、本当にありがとうございます。先程来議会の皆さんからもいろいろと私に対する期待を大きく感じておりまして、私もさらに大和村が情報の発信やら、いろんな形で取り組みを邁進していくように、微力ながら頑張らせていただきたいと思いますので、議員の皆さんの御理解をいただきますように、お願いを申し上げます。

それでは、御質問にお答えいたします。

1点目の住宅整備についてでございますが、これまで住宅が不足している御意見は、何度も伺っているところでもございまして、人口減少対策につきましては喫緊の課題ということで認識をする中、令和2年度に策定をいたしました第2期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、その課題解決を図ることは戦略の大きな柱として位置付けをしているところでございます。村外から人を呼び込む、村内から人を出さないという理念に基づく定住促進を図るためには、住生活環境の充実、提供可能な住居の量的確保が肝要であると思っております。これまでも村民の居住環境の改善を促進することで、人口減少に歯止めをかけ、定住人口の増加を図ることを目的とした住宅改修助成金や床面積50平米以上の住宅を新築した際の新築住宅助成金など、住居整備に関する費用の一部助成を行っているところでございます。そういう中で、民間主体による賃貸物件が村内に整備されますことは、住居の量的確保がなされることであり、定住人口の増加を図る上で重要な受け皿になるものと感じているところでもございます。また、民間だけじゃなく、個人におきまして、村といたしましては、これまで様々な意見を聞く中で、この民間事業者、そしてまた個人の方の住宅建設における受入体制につきましては、十分な今、検討を進めているところでもございますので、その件については早いうちに皆さんのほうにお示しができるものではないかというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の福元地区の携帯電話エリア拡大についての御質問でございますが、これまでフォレストポリス圏内におきまして、平成年23年3月からNTTドコモさんの利用が可能になってきて

いるところでもございます。その際にも、電波エリアの拡大ができないか、相談もさせていただいたところでもございますが、地理的な理由から新たに何基も鉄塔を整備しなければ、これ以上のエリア拡大は困難であるとのことでもございました。また、現在の鉄塔の電波量を増量することも考えられるということもありましたけれども、我々も一度か二度、要請もした中では、対応に至っていないところもございますので、今回の世界自然遺産登録を契機としまして、湯湾岳を中心に観光客の入込増が見込まれる中、福元地区での携帯不通話エリアを改善することで、観光利便性の向上が図られると思うことから、携帯キャリア大手3社でございますNTTドコモさん、auさん、ソフトバンクさん、各社に対しまして今後働きかけを行っていききたいというふうに考えているところでもございます。

次に、3点目のクロウサギ飼育展示施設についての御質問でございますが、アマミノクロウサギ研究飼育施設という仮称ではございますが、そういう説明で現在基本計画を昨年度しまして、現在、建築建物本体の建築設計並びに内部の展示設備設計を進めているところでございます。

1番目の将来にわたって多額の運営費用が考えられるが、収支についての考えについての御質問でございますが、先ほども申しあげましたように、令和2年度におきまして本施設を整備するにあたって基本計画を策定しています。その中で、収支計画についてのシミュレーションをしております。ランニングコストにつきましては、年間約2,700万円を想定しております、それを上回る収入を見込めるよう、健全な運営ができるようにということで、今、検討を進めているところでもございます。世界自然遺産につきましては、民間企業の共同体もできている関係で、我々も今後、この遺産登録を追い風といたしまして、この運営には民間企業も参入できないかということも、今、環境省と今、情報を取り合っているところでもございます。

2番目の建設に向けた検討委員会の構成についての御質問でございますが、令和元年度よりアマミノクロウサギ研究飼育施設設置検討委員会を設置をしたところでもございまして、構成員におきましては、研究者、大学教授、環境省、獣医師、動物園、文化財担当課、並びに本事業担当課ということでございます。

また、展示設計を委託する業者選定のためのプロポーザル審査につきましては、村当局の関係各課長並びに環境省、大和村集落まるごと体験協議会、フォレストポリス指定管理者の9名に審査を実施していただきまして、皆さんからの御意見を反映した中で、整備を進めているところでもございます。

3番目に、村民のほうからの不安視されるような取り組みになっていないかということの御質問でございますが、令和2年度に基本計画を策定するに当たっては、日本国内にある希少野生生物を保護飼育しております11施設に、施設整備の経緯や収支予算等のアンケート調査の実施、島内の自然保護団体、村農業関係者、並びに観光業者など、11団体17名からのヒアリングを実施いたしまして、意見をお聞きする中で多方面よりの賛同、御賛同の意見をいただいたところでもございます。

また、本事業が地元紙等で取り上げられると、以前、本村で飼育していた経緯を御存知の方々よ

り、応援の御連絡もいただいたところでもございます。今後も事業の内容が確定次第、議会の皆様にも順次情報をしっかりお伝えしながら、情報発信を行い、村民をはじめ日本全国からの賛同を得ながら、傷ついたアマミノクロウサギを保護し、またアマミノクロウサギと共生し、持続可能な観光振興の一助を担えるような施設整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○5番（藏 正君）

質問に対しまして、前向きな答弁があったことに対して喜んでおります。個人、法人と書きまされたけれども、個人が自分たちが所有する敷地内に賃貸アパートを造りたいといったときに、これまでの村長の考えの中では、民間企業に対して敷地等、村有地等を提供しながらそんなことができないかということを考えているという話があったので、多分、これは個人がそういったことを申請してもオーケーなのかなというふうなことは思っておりましたが、先ほどの村長の答弁で、もうそういったことについてどういった支援ができるのか、検討を始めているという話でしたので、うれしく思っております。

例えば、今現状の検討の中で進めている中で、どういった支援策というのが、案が上がっているのか、もしあったら教えていただけませんか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

現在、大和村におきましては新築住宅助成金、そして住宅改修助成金などを出しております。それで、個人が宅地を所有し、そこに建てる、または企業さんがそういう形ですするという場合には、それにならう形で、金額的にいくらというのは、まだ出ておりません。また、大きな予算的規模もありますので、そういう大きなものはなかなか難しいかもしれませんが、そういう形での助成金というのができないかという形で検討を進めております。

また、その中で出てきた形で、家賃助成等につきましては、家賃助成をしていくことになりまして、財政負担が長期にすることになってまいりますので、それについては厳しいのではないかと、その中で、協議の中でも出て来ております。そういう形での今、助成などを検討がされているところであります。

#### ○5番（藏 正君）

多分、特に個人の方とかになると、そういったものを建てるのに対して、すごい覚悟というか、いろいろプロのあれじゃなくて、その賃貸住宅の運用をしていったときにうまくいくのかどうかという計算的なものも、素人ということで、多分、そういった決心をするまでに、そういった時間がかかると思うんですけど、そういったものを予算化していくためにも、例えば家賃補助が難しいというんだったら、建設費用の補助とか、そんなふうなことにしかなくていけないと思うんですね。そういったものがどれぐらいの負担ができるのかとかいうのも合わせて、もしもそういったことを計画されている民間とか、個人とか、法人の方がいらっしゃるかどうかも合わせて、ちよっ

とそういったものを、問いかけてですね、知らせて、そういった対象の方がもしいらっしゃるとかいうのがあったら、一緒になって、どういったことに困っているとか、どういった補助を求めているのかとかいうものを、話し合いをしていくと進めやすいと思うんですよ。こういったことを言うとかあれですけど、ちょっとそういったことを考えているんじゃないかなと思われる方とかのあれがあるものですから、その辺のところを個人的にというか、計画をされている方との協議を同時進行で進めていったほうが、計画も作りやすいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

また、御意見を伺うということでございますけども、やはりそういったことを行っていくためには、やはり村としてある程度方向性などをしっかり話した上で、協議など、またお話を伺ったりしていかないと、やはり何というんですかね、要望等が勝手に膨れあがってしまったりするケースもありますので、そういうものにつきましては、やはり実際現実的なものとしてはどういうものがあるのか、そういうことなどもしっかりと協議をしていった上で、またそういう方向の話はあるべきかと思っています。

#### ○5番（藏 正君）

いろいろおっしゃるとおりだと思いますので、できるだけそれをね、またできたら来年度とかに間に合うような形で、ちょっとスピード感を持った取り組みにしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと福元地区の携帯電話エリア拡大についても、事業者への働きかけは行っていて、ちょっと難しいという問題があるということでしたけれども、個人的に感じるのが a u さんはもう以前から福元地区については、電波はすごく入るんですね。だけどドコモさんはその場面、とぎれとぎれで入るようになったというところなんですけど、そこら辺をですね、もうちょっと要望を強めて、もし村側からだけじゃ、民間からも言ったほうがいいよというようなアドバイスもありましたので、集落体験協議会とか、もしあれだったら福元柑橘部会とか、そういったいろんな方面から、農家さんの団体からとか、観光者向けの人たちからとかも要望していったら、ちょっと動いてくれるんじゃないかなという意見もありますので、再度の、動いていくということでしたので、それはもう答弁は要りませんが、再度、みんなでそういった要望活動を続けていきたいと思っています。

3番目のクロウサギ飼育展示と書きました、研究飼育施設という仮称になっているんですけども、この件について、収支の運営費用が2,700万ぐらい、年間かかるという答弁がありましたけれども、自分なりに獣医師の賃金とか、報酬とか、そういったのを考えていくと3,000万ぐらいかかるんじゃないかなというふうに予定しておりましたが、年間3,000万といったときに、そういった普通の図書館とか、展示会館とか、そういったところって、入場料すごく高くないですよ。何百円という単位で普通入れるんですよ。もしも300円とかいう料金で、入りやすい料金を設定したときに、自分が3,000万といったときには10万人なんですね、年間。300円だったら10万人に来てもらわないと3,000万にならない。10万人といたら、今現在、大島に入り込みで入って来る人数

が40何万人と言われていまして、そのうちの4分の1をと考えると、すごく難しい数字になってくるんじゃないかなと思います。だからと言って、今度これを3,000円にしたときに、1万人という形で、すごく見込みのあるような数字に見えてくるんですけども、果たしてじゃ、3,000円払って、その施設に入りたいという人がいるのかというのを考えると、また非常に難しいんじゃないかなと思います。3月の議会で基本構想について伺っています。その基本構想の中でですね、それを再度見直しましてもですね、5点、5個の基本構想というのあって、1点目が略して言いますけれども、リハビリを行う役割、2点目が基礎研究施設としての役割、3点目が自然と触れ合うためのマナーについて伝えていく役割、4点目はアマミノクロウサギと共存する社会づくりを目指した教育施設としての役割、5点目が研究活動を支援するための施設としての役割であります。何かすごく専門的で、研究目的とか、教育目的とか、そういったものにはすごく専門的な施設になるんだろうなと思うんですけども、個人的には、はたしてこれに対して例えば3,000円の入場料を払って、勉強しに行くような形の館に思えるんですよ、この基本構想。すごい、その収支に対して専門的な、すごくしっかりとしたあれになるかもしれないんですけど、この収支を本村が単独で運営していくとなったときには、逆に費用だけがクローズアップされるような、はたして本当に収益につながるのかというのが、別にあなたが心配する必要ないよと言われてたらそれまでなんですけど、でも、大和村がそれを将来も抱え続けていかなくなるのだけは、収益が全くなくて、この2,700万の費用だけがどんどんかさまされていくというような施設にだけは、絶対になしてはいけないと思う気持ちで申し上げますけど、先ほど、構成員のことも聞いたのも、じゃ、果たして、何と云うか、お客さんが来る集客のプロとか、そういう方が入っているような感じ、しないですよ。専門的な教授だったり、そういった自然の権威だったり、農業の団体が入っているかもしれないけど、そこに遊び心とか、そういったお金を払ってでも来たいなど、この基本構想を見ただけで、はたしてリピーターがつくのかなと、そういったところまでやっぱり考えた、収支に対してのプロとかいうのもそこに入れて考えていかないと、これじゃ、費用ばかりになりますよと言われてかねないと思うんですよ。ちょっと質問が長くなっていますが、これに対して、私壇上で申し上げたように、村民が安心して、村民も早くできればいいのにねと、早くできたら自分なんかも行きたいのにねと思うような、そういったわくわくしたものというのが、全然伝わって来ないんですよ。だから、例えばそれを担当している企画の職員たちも、早くこれを、これはみんな、村民が喜ぶぞと思うような、そんなわくわく感で、その事業に取り組んでいるのかどうかも心配なところ。その辺も合わせて、見切り発車で絶対行かない。収支のあれも大分見えて来ましたよと言えるようなものにしていく必要があると思うんですけども、村長、いかがですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

ただいま収支関係、またあとは専門性を持った方がというお話でございました。その、まずこの展示設計をするにあたり、プロポーザル制度、企画提案制度という形でさせていただきます。これはなぜかと申しますと、やはりそういう専門的知識を持った、そして経験のある、そういう事業者



さんにそういう提案をしてほしいということから、プロポーザル企画提案制度をとっております。その中で、今回、やはり全国でほかに15施設など、そういうものを建築、またそれ以外にも多く携わってきている業者さんのほうが、プロポーザルで審査で選定されております。その中で、やはりいろいろな、藏議員がおっしゃるわくわくとするようなこととか、そういうものもやはり出してほしいという形で提案を求めています。

現在、その主なものとしましては、先ほど藏議員からもありましたように、そうやってリハビリ施設とか、そういうのもございます。生態展示のほうについては昼夜逆転、昼、夜、逆転で見れる施設、そして展示室、資料室、屋外ゲージなどもございます。そしてまた、生態展示がない場合でも楽しんでいただけるように、そういう展示施設になりますけれども、いなくても楽しんでいただけますように、ナイトツアーの体験とか、そういうもの、ナイトツアーですと、実際、山の中に行かないと見れないわけですけど、そういうものを小さな子供でも行けるように、そういう形で体験できるような、そういう仕掛けをして、リピーターが来ていただけるような、そういう施設を提案をしていただく。その中で、家族連れのお子様連れであってもゆっくりできるような施設という形の提案でございます。先ほど、担当などが期待を持ってわくわくして取り組んでいるかということでございますけれども、担当のほうもちろん、こうなったらおもしろいという形の、そういう形で取り組んで、プロポの選定業者ともいろいろ話をして進めているところでございます。ですので、皆さんが来ていただいて、また来たいと思えるような、そういう施設になると思っております。

収支のほうでございますけれども、こちらのほうでも、それは金額、入場料とか、まだ決まっていない、当然決まってない話であります。それについても、いろいろその事業者のほうとも話をしながら、そういう形でしていく中では、大まかなあれはありますけれども、仮に700円、入場料700円と想定した場合、それにつきましては1,000円であったり、また、いろんな幅があるかと思えます。仮に700円と想定した場合は、年間3万5,000人、仮に入った場合は2,450万、そしてグッズの販売が700万という形になってきますと、2,700万、3,100万ほどになります。この3万5,000人という数字ですけれども、海洋展示館のほう令和が元年度が3万3,000人、マングローブパークのほう3万2,000人、そして保護センターは1万1,000人、その差がありますけれども、実際、宮古崎トンネルの開通もあります。自然遺産での追い風なども考えますと、見込めない数字ではないのではないかとこの形で思っております。

村長の答弁のほうにも、先ほどございましたけれども、民間事業者の連携など考えながらという形でございます。それと併せまして、クラウドファンディングとか、そういうものなどいろいろ検討しながら、運営につきましては村の負担ができるだけないような形を、そういうものを目指していきたいと思っております。

#### ○5番（藏 正君）

専門の方に聞いているということなんですけど、だけど、今聞いた分でもね、それ以外にもある

んだらうと思うんだけど、例えば昼夜逆転で見れるとか、ナイトツアーの体験とかおっしゃいますけど、それが即、リピーターにつながるというふうに思いますか。例えばクロウサギなんか、最近すごくいっぱい繁殖していて、自分なんかちょっと遅く福元の園から帰るときには、結構な頻度で見れるんですよね。それがいわば当たり前になっている。そこで、そこにすごいお金を投資して、夜間体験ツアー、ちっちゃい子どもたちにも見せるんじゃないかというので、わからなくもないですけど、それが本当にリピーターとかと、また来るぞというものに、自分はつながるような気がしないんですよ。皆さん、そう思います。そのプロポーザルの専門業者がこんなことをしようと言ったときに、本当にクロウサギ、夜間見れたから、自分、もう一回見に行こうと思いますか。そこが、そこをプロが言っているからといって、そこをちょっと疑っていかないといけないところじゃないんですかね。できあがったら、そのプロポーザル何とかでわからないけど、こっちは関係ないわけでしょう。責任を取るといえることはないじゃないですか。やっぱりそこら辺が一番ダークなところですよ。その700円のどうのこうのと、見込みはなんとなくわかりますけど、それは最初はそうなりますよ、珍しさで。それが2年後、3年後となっていくって、クロウサギなんか、その山に行けば見れるぞという、そういった世界で、ここにわざわざ700円払って見に行くと、それ以外にもあるよというのが伝わって来ないし、そこはもうちょっと入り込んでいかないと、ちょっと怖い世界じゃないかなと思うんですけど、村長、いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

担当課長からは、今までの経緯を説明し、議員がおっしゃったように、基本計画の中での構想は、ちょっと硬いクロウサギの取り組みについての項目がありましたけれども、プロポーザルで我々みんな審査をしてもらいました。だけど、それをそのままそっくり使ったら、おっしゃるように、次、行きたい施設になるねと。やっぱりそこはもうちょっと、そこにやっぱり色を付けて、何かを展示するとかということをしていない限りは、施設の意味がないんじゃないかなということも、それぞれで話をしているところでございます。それが今、プロポーザルした業者に、こういう形で変更内容も伝えながら、今やっております、それは入場料の問題もありますけれども、それは別として、入場料に合う施設を、まずは我々は考えて行かなければならないということで、そのプロポーザルの提案に対する、決定はその審査員の中で決めましたけれども、ほかに提案した企業からの提案もミックスさせて、やっぱりその施設が、また行きたいという施設じゃないかというのは、まさに議員のおっしゃるとおりだと思っています。それが、本当にまた行きたい施設になるかどうかという、我々もまたその不安がございまして、そこら辺は多くの方の意見を聞きながら、こういう形でその展示施設をしたいんだということは、やっぱり広くこうして、また意見を求めることも重要じゃないかなと。もう何億もかけて整備する施設でございまして、我々身内だけで決めるわけではありません。提案はもらった以上は、それを参考にしながら、そこにプラスアルファの施設の位置付けにしていけないといけないだろうと思っていますので、これはもうもちろん、周りの一般の、言ってみると民間の方たちの、やっぱり意見のほうが一番いいのかなと思います。そういう

ことを含めてですね、議員の皆さんにも、ある程度の案ができ次第、また皆さんに情報提供しながら、我々はまた進めていく予定にしておりますので、そういう点で御理解をいただければと思います。

#### ○5番（藏 正君）

やっぱり本当に慎重にいかないといけない、その6億の投資とか、それはもうすごい金額ですので、それとその運営とか考えたときに、じゃ、どこで発射するか、よし、これだったらいけるぞというものは、絶対に見切り発車がないようにしていただきたい。これだったらいいね、これだったら人が来るねと思えるようなものに、だから、もしもずっと腑に落ちないような状況が続くんだったら、もしかしたらですよ、もしかしたら、この建設のあとに予定しますと置いていかれた道の駅構想がありますよ。道の駅構想というのは、それこそ人に来てもらって、お金を落としてもらう場所という意味の構想でしたよ。あのときいろんな議論をしました。その道の駅の一部をこの中に取り入れることで、もしかしたらこういった心配ごとが解消されるかもしれない。だから、そういったことも中に入れながら、ここで今、ネックになっていることが道の駅構想ではいけるよねということがあるんだったら、それをちょっとミックスさせた考え方というのにも、そういった方向転換も、もしかしたら必要になってくると思うんですよ。そこら辺を踏まえて検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

我々は一方向的に研究施設という一本のスタイルでこうして進めていますけど、いろんな角度で、その施設がどういう形で活用されるのか、それは展示でもですけども、おっしゃるように、そこで特産品を販売するとか、ちょっとした喫茶も整備しなければならないとかいうことも、専門家の方からも言われておまして、そういうことをやっぱり複合的に、その施設がないといかんじゃないかなど。ですから、親子で来て、子どもたちがそこで時間を過ごせるスペースも必要じゃないかという、先ほど担当課長からもありましたけれども、いろんな面の施設に、やっぱりなっていないと、一つのただ見る施設だけじゃ、もうそれで終わってしまうというのが、我々も実際、不安に思っているところもありますので、そこら辺が100パーセント解消ができなくても、やはり8割方、そこでお互いで納得できる施設にしていかないと、もう造ったら、先はもうしっかりした運営に持っていけないといけないわけですので、造る前にしっかりと議論の中で検討の時間は、まだ残されておりますので、そこら辺は我々もしっかり皆さんに説明責任を果たして、そしてまた住民にそういう疑問にならないような施設運営をしっかり示せるように、我々としても取り組んでいきたいというふうに思います。

#### ○5番（藏 正君）

もう最後にしますけども、やっぱりその施設に入るときの入場料を払ったあとに、そこでしか見れないものというのがもちろんあるかもしれませんが、逆にそこでしか体験できないもの、思い付きの話ですけど、入って行ったらそこから向こうのマングローブパークじゃないですけど、そ

こで川遊びができるとか、その中でだけ食べれる、何かおいしいものがあるとか、この700円を払ったあとで、それもとったねと思えるようなわくわく感と、子どもたちがこっち、もう一回遊びに来たいと思わすような、そういった仕掛けとかいうのも取り入れていかないと、見るだけのコーナーとか、ナイトツアーとかいうだけでは、僕は絶対リピーターはつかないと思いますので、そこから辺、もうちょっと発想を、いろんな発想を取り入れて、検討していただきたいと思います。最後は要望を申し上げて終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで、5番、藏 正君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時03分

# 第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 3 年 1 0 月 1 日 (金)

大 和 村 議 会



# 令和3年第3回大和村議会定例会会議録

令和3年10月1日（金）

午前10時30分 開 議

## 1 議事日程

### 開議の宣告

- 日程第 1 議案第 4 6 号 大和村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 2 議案第 4 7 号 大和村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 3 認定第 1 号 令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 5 認定第 3 号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 6 認定第 4 号 令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 7 認定第 5 号 令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 日程第 8 認定第 6 号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第 9 認定第 7 号 令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 日程第 10 認定第 8 号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
(決算審査特別委員長報告及び採決)
- 日程第 11 議員派遣の件について
- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 閉会の宣告

## 2 出席議員は次のとおりである。(8名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 市 田 実 孝 君 | 6 番 | 勝 山 浩 平 君 |
| 2 番 | 前 田 清 和 君 | 7 番 | 民 文 忠 君   |
| 3 番 | 重 信 安 男 君 | 8 番 | 宮 田 到 君   |
| 5 番 | 蔵 正 君     | 9 番 | 奥 田 忠 廣 君 |

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨 原 弘 久 君

副 村 長 泉 有 智 君 教 委 事 務 局 長 森 永 学 君

総 務 課 長 政 村 勇 二 君 企 画 観 光 課 長 福 山 茂 君

建 設 課 長 前 田 逸 人 君 産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長 郁 島 武 正 君

保 健 福 祉 課 長 早 川 理 恵 君 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 大 石 松 美 君

大 和 診 療 所 事 務 長 松 崎 泰 郎 君 住 民 税 務 課 長 池 田 浩 二 君

大 和 の 園 園 長 勝 健 一 郎 君



開会 午前10時30分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第46号 大和村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第46号、大和村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案の理由を申し上げます。  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき御提案申し上げます。  
内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（福山 茂君）

大和村過疎地域持続的発展計画の策定について、内容の御説明を申し上げます。  
令和3年3月31日において、過疎地域自立促進特別措置法が執行し、令和3年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和3年度からの大和村過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。  
今回の計画は、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施策の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興など、11の持続的発展施策において策定するものでございます。  
主な施策としては、奄美フォレストポリス再整備事業や村道大棚名音線改良事業など道路改良事業、アマミノクロウサギ研究飼育施設整備事業などのハード事業のほか、ソフト事業として子ども医療費助成金、敬老年金、育児助成事業などを過疎地域持続的発展計画に計上しております。  
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

おはようございます。先日の全員協議会でも説明を受けましたが、本村がこれから目指していく

大きなプロジェクト、先ほど説明がありましたクロウサギの展示飼育施設、また道の駅構想等は計画に盛り込まれておりますが、あと歴史民俗資料館の記載がありませんが、歴史民俗資料館の扱いはどのようになっておりますか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

歴史民俗資料館につきましては、まだ方向性が決まっておりませんので、今回の計画からは除いております。

○6番（勝山浩平君）

この今回の計画は、令和3年から7年の5カ年計画、全員協議会の中では企画観光課長から次の、ですから8年からの計画に歴史民俗資料館を盛り込むという説明を受けましたけれども、間違いはありませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

今回提案しております計画書におきましては、令和3年度から令和7年度までとなっております。歴史民俗資料館につきましては、今、教育委員会事務局長から説明がございましたように、方向性等をしっかりと定めていく上で計画を実施していかないといけないものと思っております。そのために、今回の計画の中からは外しております。ただ今後、歴史民俗資料館については、やはり大和村にとっても大事な施設であると思っておりますので、今後、策定の中に入れていくのだと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第47号 大和村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

### ○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第47号、大和村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

### ○村長（伊集院 幼君）

大和村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、大和村過疎地域産業開発促進条例におきまして改正の必要が生じたので、御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

### ○企画観光課長（福山 茂君）

大和村過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日にて効力が終了し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が定められたことにより、過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する必要が生じました。

第2条第1項第6号及び第5条第1項第1号において、根拠法令を旧法でございませぬ過疎地域自立促進特別措置法と示しておりますので、新過疎となります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に改めさせていただきます。

次に、この条例におきまして、対象事業の一つとしてソフトウェア業と記載しておりますが、新過疎法において情報サービス業等と記載されておりますので、併せて改正いたしました。

また、併せまして、第2条第7号中、租税特別措置法の適用状況の修正をいたしました。

以上、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

### ○議長（奥田忠廣君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（奥田忠廣君）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、認定第1号、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号、令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第7号、令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第8号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、令和2年度決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託を受けました、認定第1号、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算認定及び、認定第2号から認定第8号までの令和2年度各特別会計歳入歳出決算認定の審査を3日間の日程で行いました。

9月21日の事業箇所の現地調査から始まり、9月27日及び28日の審査においては、初めての試みとして議場にて審査を行いました。職員の的確な答弁により、充実した決算審査が行われました。今後、時間配分等を検証し、改善していきたいと思えます。

提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書などをもとに、詳細に審査を行い、本委員会に付託された8件の決算をいずれも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程での主な内容を報告いたします。

総務課について、防災行政無線が風向きによって聞こえないとか、ボリュームが小さいとか聞かすが、どのような対応をされたのか質疑があり、来年度から3年計画で各集落の機器の更新を行うとの答弁でした。

地方交付税及び地方債並びに基金についての質疑があり、普通交付税は国の算定計算式があるが、毎年度増減が見られる。今後もこのような状況が続くのではないか。地方債については、庁舎改修による増額、基金については、基本的に取り崩さない努力をしたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会事務局について、文化財審議会の開催や、その中で歴史民俗資料館の建設についての話はしていないかとの質疑があり、審議会の中でも必要性についての話は出るが、いまずぐにという話ではないとの答弁でした。

高倉補修や材料育成状況について質疑があり、1棟の補修とリュウキュウチクの育成については2カ所で行っており、雑草の除去など適正な管理を行っているとの答弁でした。

次に、企画観光課について、住宅改修助成金について、実績、条件、集落での取り組みはできないかと質疑があり、26件の申請があった。対象としては村内移住者、村外であれば必ず転入することが前提であり、個人の方を対象としているとの答弁でした。

また、集落での確保については、十分検討したいとの答弁でした。

ネット塾について、利用者の数、増減の理由について質疑があり、昨年度14名、今年度6名が利用しているとの報告があり、減少の理由として保護者や子どもの考え、またコロナ禍で直接講師が説明できなかったことも要因と思われるとの答弁でした。

次に、保健福祉課については、集落長屋構想と今後の展開について質疑があり、昨年度までに方向性を見出し、今年度は運営面や財政等について具体的に計画を立て、令和5年度から実施したいとの答弁でした。

障害者等行き場づくり事業について、成果表に実績を数字にして公表してほしいとの質疑があり、活動内容を掲載しているが、売り上げ等の金額は載せていない。事業内容の見直しを含め対処したいとの答弁でした。

次に、建設課について、林道等の側溝管理について質疑があり、定期的な調査は行っているが、

予算的なことで対応できていない部分もあるので、優先順位を決め、側溝内の土砂の撤去を行ないたいとの答弁でした。

次に、住民税務課について、マイナンバーカードの集落での手続きは大変ありがたかった。交付に関しても職員が出向いて対応してほしいとの質疑があり、今のところ問い合わせがあった分は直接訪問したが、遠方の方に対し、今後検討したいとの答弁でした。

ねこ対策協議会負担金について質疑があり、令和元年度以降、5市町村が委託を行い、集落内の野良猫を捕獲し、TNR事業を実施しているとの答弁でした。

次に、産業振興課について、ブルーツーリズムの推進について、2年度の実績について質疑があり、いしょむん会やTAMASUと協力してトビウオ漁を活用して観光ツアーを計画していたが、実施されなかったとの答弁でした。

水産加工施設の活用について質疑があり、51回の利用があり、多くをTAMASUといしょむん会が利用したとの答弁がありました。

次に、各特別会計の決算状況については、本年度も全体的に見ても黒字決算であり、特に大和診療所特別会計においては、5年連続で一般会計からの繰入金がなく、健全な財政運営が行われていることは、大変喜ばしいことでもあります。

大和診療所歯科利用について質疑があり、医師とは1年ずつの契約を結んでいる。人口減少により患者数も若干減っているとの答弁でした。

介護保険では、介護予防でのデイサービスについて、土曜日の開所について質疑があり、社会福祉協議会と協議を行い対応したいとの答弁でした。

大和の園について、職員の定数不足はないかとの質疑があり、職種ごとに人員の不足は生じてないとの答弁でした。

簡易水道事業において、水源地や取付道路の管理については、ひらとみに委託し、草刈りなどを行っているとの答弁でした。

最後に、当委員会では委員長の報告と併せて議会の意見を取りまとめていますので、意見として取り上げていただくよう申し上げ、令和2年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま、決算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、決算審査特別委員会は議長を除いて全ての議員が委員となっております。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を願います。

[賛成者起立]



○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

認定第7号、令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の意見について、お諮りいたします。

本意見を議会の意見として村長に提出したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

#### 日程第11 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議員派遣の件について、議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思ひます。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

#### 日程第12 議会運営委員会閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議会運営委員会閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によってお手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年度第3回大和村定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長      奥 田 忠 廣

大和村議会議員      市 田 実 孝

大和村議会議員      前 田 清 和